

東京都スポーツ振興基本計画
(原案)

計画の策定にあたって	1
本書の構成	2
第1章 スポーツ振興策の基本的な考え方	3
1 スポーツの意義	5
(1) スポーツが持つ本来的な意義	5
(2) スポーツの社会的役割	5
(3) スポーツに期待される経済的効果	6
2 スポーツを取り巻く環境と課題	8
(1) 社会の変化とスポーツ	8
ア 社会環境の変化	8
① 超高齢社会の到来	8
② 高度情報化社会の進展	9
③ 環境問題への対応	9
④ 安全・安心へのニーズ	9
⑤ 地方分権の進展	10
イ スポーツ環境の変化	10
① スポーツに対するニーズの変化	10
② 国際的なスポーツ大会の招致・開催	10
③ 国内スポーツの二大潮流の変化	11
④ 国のスポーツ振興基本計画の見直し	11
(2) 東京都のスポーツ行政の課題	11
ア 都民のスポーツの実施状況と都民ニーズの現状	11
イ 子どもの体力低下	14
ウ 平成25年の東京国体開催、オリンピック・パラリンピック 招致を見据えたアスリートの養成	14
エ スポーツ環境の整備	15
3 スポーツ振興策の基本理念と目標	16
(1) 基本理念	16
ア 生涯を通じたスポーツの振興	16
イ 競技力の向上	16
ウ スポーツ環境の整備	16
(2) 基本理念を実現するための数値目標	17
(3) 計画期間	18

目次

(4) 計画推進のための財源確保	18
4 施策展開の視点	19
<スポーツ集積都市東京>	21
第2章 躍動するスポーツ都市東京の姿	23
～8つの目標に沿った東京の姿～	
1 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる	25
2 三環状道路により東京が生まれ変わる	26
3 世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する	27
4 災害に強い都市をつくり、首都東京の信用を高める	28
5 世界に先駆けて超高齢社会の都市モデルを創造する	29
6 都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する	30
7 意欲ある誰もがチャレンジできる社会を創出する	31
8 スポーツを通じて次代を担う子どもたちに夢を与える	32
第3章 スポーツ振興策の具体的な展開	35
1 スポーツを始めたいくなる、もっと親しめる東京を実現	37
～各主体ごとのアプローチ～	
(1) 子どもの体力向上	37
ア 運動部活動の充実	37
イ 家庭、地域の取組	37
【事例紹介】	
ウ 学校等の校庭芝生化の推進	38
(2) 働く世代へのスポーツ振興	38
(3) 高齢者へのスポーツ振興	39
【事例紹介】	
(4) 障害者スポーツの振興・支援	41
～始められる場の提供～	
(1) 地域スポーツクラブの設立支援・運営の安定化	42
ア 地域スポーツクラブの設置目標	42
イ 地域スポーツクラブの設立・育成支援	42
ウ 人材育成	43
エ 広域スポーツセンターによる支援	43

(2) ニュースポーツ、レクリエーションの振興・支援	43
<新しいスポーツのかたち～eスポーツ～>	44
(3) ライフスタイルに合わせたスポーツ施設の運営	44
(4) 学校体育施設の開放	44
(5) 地域利用を考慮した体育施設等の改修	45
【事例紹介】	
(6) 身体を動かしたくなる都市環境の整備	46
ア 歩道の整備とグリーンロードネットワークの形成	46
【事例紹介】	
イ 自転車走行空間の整備	47
ウ 公園の整備	48
エ 水辺空間の整備	48
(7) 企業スポーツ資源の活用	48
【事例紹介】	
(8) 未利用公有地の区市町村への貸付	48
～始めたくなるきっかけづくり～	
(1) 観戦スポーツの振興	49
(2) 参加型スポーツイベントの企画とスポーツムーブメントの醸成	49
(3) スポーツ情報の提供	49
ア スポーツ情報提供体制の整備	49
イ スポーツ情報の発信	49
2 世界を目指す東京アスリートの育成	51
～選手強化体制の整備～	
(1) ジュニア選手の発掘・育成・強化	51
(2) 一貫指導のための競技者育成プログラムの整備	52
(3) 練習環境の整備	52
(4) ナショナルトレーニングセンター及びJISSとの連携	52
【事例紹介】	
～指導者の確保・育成～	
(1) 指導力を有する人材の確保	53
(2) 指導環境の整備	53
(3) 指導者の資質向上・ジュニア指導者の育成	54
～情報・医・科学サポートによる支援～	
(1) 国体候補選手の健康管理	54
(2) スポーツドクター・管理栄養士・トレーナー等による支援	54

目次

(3) ドーピング防止教育・啓発事業	54
(4) 情報収集・分析機能の強化	55
～障害者アスリートの競技力向上～	
(1) 競技力向上に向けた検討	55
＜東京都のオリンピック教育＞	56
3 スポーツ都市東京の実現に向けた、仕組みづくりと環境整備	57
～スポーツを支える組織の充実～	
(1) 時代の変化に対応した新たなスポーツ振興の担い手づくり	57
＜海外のスポーツコミッション＞	57
(2) スポーツ関係団体の組織力強化	58
～人材の有効活用～	
(1) リーダーバンクの機能向上	58
(2) スポーツ指導者・トレーナーへの学生登用	59
(3) スポーツボランティアの活動促進	59
～国際都市東京のプレゼンスの確立～	
(1) 国際都市にふさわしいスポーツ環境の整備	59
(2) スポーツを通じた国際交流	59
(3) 国際的スポーツ大会等の積極的誘致	60
～新たな顕彰制度～	
(1) 東京アスリートを称える顕彰制度の充実	60
～施設整備～	
(1) 都立大規模施設の計画的な改築・改修	61
(2) 区市町村の競技施設整備への補助	61
(3) 武蔵野の森総合スポーツ施設構想の再検討	62
計画の実現に向けて	63

計画の策定にあたって

◆計画策定の考え方

本計画は、スポーツの意義を踏まえ、だれもが生涯を通じてスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことにより、健康的で豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

また、新たな視点として、スポーツが東京に変革をもたらす可能性に着目し、「都市づくりとスポーツ」という観点から、東京における今後のスポーツ振興のあり方を展望したものです。

スポーツには健康増進などの個人的な効用に加え、社会的にも多くの役割が期待されています。地域の活性化や環境問題、超高齢化など多岐にわたる課題に直面する現代の都市にとって、スポーツの振興は欠くことのできない都市戦略のひとつです。

スポーツ振興を都市戦略に位置づけ、「10年後の東京」(平成18年12月)の実現に向けた各施策との連携によって、首都東京をより高いレベルで成長させることを通じて、21世紀の新たな都市モデルを東京から世界に発信することができると考えます。

◆本計画におけるスポーツとは

本計画は、スポーツをより身近なものとし、これまでスポーツに縁のなかった方にも気軽にスポーツを楽しんでいただくため、スポーツの概念を幅広くとらえています。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや気分転換に行う軽い体操、自然に親しむハイキング、介護予防のためのトレーニングなど、目的をもった身体活動の全てをスポーツとして扱っています。

本書の構成

第1章 スポーツ振興策の基本的な考え方

スポーツの意義を踏まえスポーツを取り巻く環境と課題を整理した上、スポーツ振興にあたっての東京都の基本理念と施策展開の視点を示しています。さらに、本計画の到達点を明示するため、数値目標を設定しています。

基本理念
「スポーツ・フォア・オールの実現」

施策展開の視点
「都市づくりとスポーツ」

第2章 躍動するスポーツ都市東京の姿

夢

「10年後の東京」の8つの目標ごとに、スポーツ都市として成長した近未来の東京の姿を表現し、その実現を目指すための具体的な取組を示していきます。

「10年後の東京」
8つの目標

「10年後の東京」で示した政策の方向性

2016年の「スポーツ都市東京」の姿

「スポーツ都市東京」を目指すための、多様な主体による取組

第3章 スポーツ振興策の具体的な展開

第2章で示したスポーツ都市東京の実現に向けて、今後具体的に展開していく施策について、三つのテーマに沿って示していきます。

1 スポーツを始めたくなる、もっと親しめる東京を実現
～生涯を通じたスポーツの振興～

都民のスポーツ
実施率を高める

2 世界を目指す東京アスリートの育成
～競技力の向上～

東京アスリートの
活躍を支援する

3 スポーツ都市東京の実現に向けた、
仕組みづくりと環境整備

1, 2 を支える
取組み

第1章 スポーツ振興策の基本的な考え方

第1章の構成

本章では、スポーツの意義を踏まえスポーツを取り巻く環境と課題を整理した上で、スポーツ振興にあたっての東京都の基本理念と施策展開の視点を示していきます。さらに、本計画の到達点を明示するため、数値目標を設定します。

1 スポーツの意義

2 スポーツを取り巻く環境と課題

社会の変化とスポーツ

東京都のスポーツ行政の課題

3 スポーツ振興策の基本理念と目標

基本理念

目標

4 施策展開の視点

「都市づくりとスポーツ」

1 スポーツの意義

スポーツには、個人の身体的・精神的欲求を満たすだけでなく、多くの社会的な役割が期待されています。またスポーツ振興は、大規模スポーツイベントの経済波及効果など、様々な社会経済的効果をもたらします。

(1) スポーツが持つ本来的な意義

スポーツは、人間の身体的・精神的欲求に基づいて生み出された世界共通の文化です。スポーツは、体を動かしたいという根源的欲求から、自己実現といった高次の欲求まで、人間の多様な欲求を満たしてくれます。

私たちは、スポーツを行うことにより、喜びや悲しみ、達成感や挫折感、競争や協調、勝利と敗北など、人間の生や文化を体験することができます。また子どもにとっては、体力の向上に加え、「フェアプレーの精神」が培われることによって、その後の豊かな人間形成につながっていきます。

情報化や効率化が一層進展する21世紀社会、とりわけ東京のような大都市においては、このような体験をする機会が減少してきており、スポーツの持つ意義がますます高まってきています。

(2) スポーツの社会的役割

スポーツは、私達個人の生涯にわたって様々な意義をもたらすだけでなく、社会的にも多くの役割が期待されています。

特に、超高齢化、環境問題、安全・安心の確保など多岐にわたる課題に直面する現代の都市にとって、スポーツは欠くことのできない都市戦略のひとつとなっています。

例えば、団塊の世代の活力をスポーツを通じて地域社会に還元する機会をつくることで、高齢者の生きがいづくりや地域の活性化を図ることができます。

子どもが元気に走り回れる芝生化された校庭は、水と緑のまちづくりに貢献し、環境負荷の軽減に役立ちます。また、ウォーキングやサイクリングが快適に楽しめる道路や地域の体育館を整備することによって、災害時における安全な避難路や避難場所を確保することができます。

さらに、オリンピックに代表される国際スポーツ大会の開催は、東京の魅力を世界に発信する絶好の機会となり、首都東京のプレゼンスを高めることにつながります。

このように都市におけるスポーツの振興とスポーツ環境の整備は、広く都市問題の解決を通じて、新たな都市づくりにつながる可能性を持っています。

(3) スポーツに期待される経済的効果

スポーツの振興は、スポーツ産業の広がりと共に伴う雇用の拡大など、大きな社会経済効果が期待できます。

特に、スポーツイベントの開催は、集客による地域産業の活性化やスポーツツーリズム*の発展につながります。欧米諸国には、街を活性化する手段としてスポーツイベントの招致に積極的に取り組んでいる都市が数多くあります。また、スポーツイベントによる経済効果を原資としてスポーツ振興予算を充実するなどの戦略的な取組も見られます。

東京におけるスポーツイベントでは、次のような経済波及効果をもたらすものと試算されています。

*スポーツツーリズム：スポーツやスポーツイベントへの参加・観戦・応援を目的として旅行し、少なくとも24時間以上その目的地に滞在すること等、一般的にスポーツに特化した旅行を指します。（「スポーツ白書」平成18年、笹川スポーツ財団）

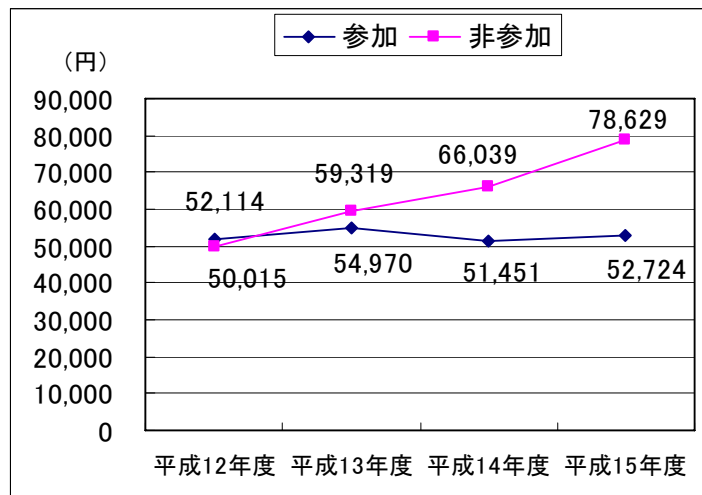
<国内における生産誘発額>

イベント名称	経済波及効果 (生産誘発額)	備考
東京マラソン2008 (平成20(2008)年2月開催)	220億円	株式会社電通調べ
第31回東京オリンピック競技大会 (平成28(2016)年招致予定)	2兆8,342億円	東京オリンピック招致本部 発表資料(平成18 (2006)年7月)

また、高齢社会の本格的な到来に伴って、国民医療費や介護経費の増大が見込まれる中で、生活習慣病や介護予防対策としてもスポーツの効果が期待されています。

研究によると、在宅高齢者を対象に運動を取り入れた介護予防事業を実施し、事業参加者と非参加者のその後の医療費と介護経費を比較すると、事業参加者の費用の伸びが大きく抑制されることが分かっています。(詳細はP.40)

<月一人あたり平均総費用（医療費及び介護費用）の推移>



(出典) 東京都老人総合研究所「社会参加とヘルスプロモーション研究チーム」による調査

2 スポーツを取り巻く環境と課題

スポーツを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、都民のスポーツニーズも変化してきています。また、都民のスポーツ離れが進み、とりわけ働く世代でスポーツ実施率が低くなっているほか、子どもの体力が長期的に低下傾向にあります。

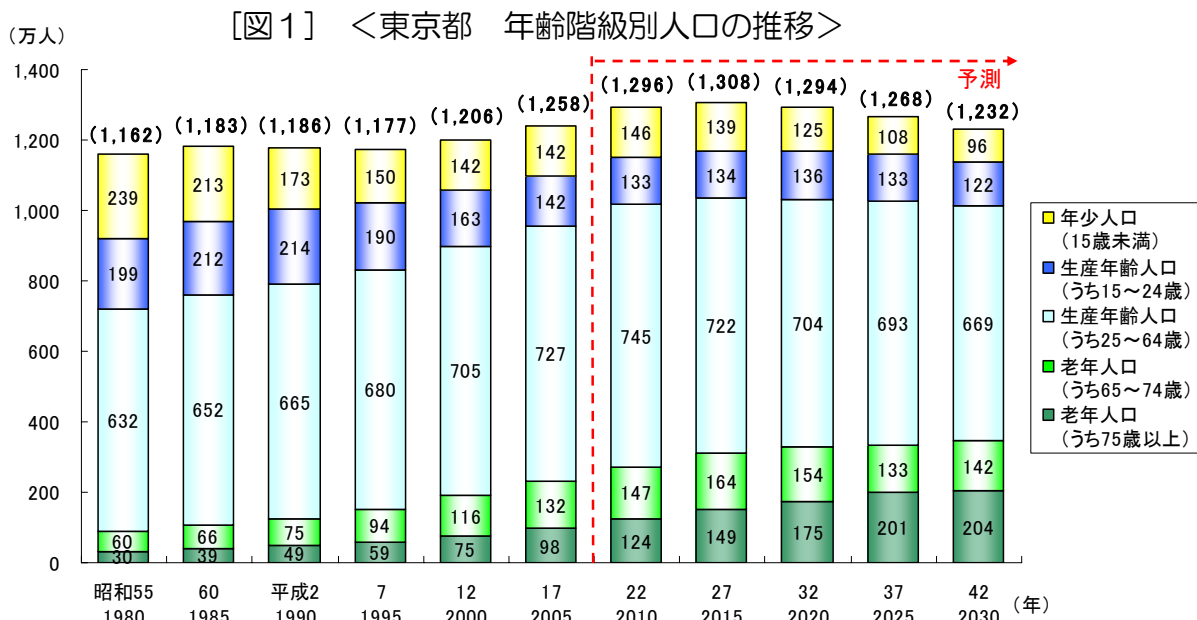
(1) 社会の変化とスポーツ

ア 社会環境の変化

① 超高齢社会の到来

平均寿命の伸長や少子化の傾向が進み、21世紀は本格的な超高齢社会を迎えます。都においても、65歳以上の人口は平成27(2015)年には300万人(4人に1人)を超え、今後、急速な少子高齢化が進行するものと予想されています[図1]。

従来、少子高齢化は、社会の活力にとってマイナスのイメージを持たれがちでしたが、豊かな経験と余暇時間を持った元気な高齢者は、ボランティアなど、地域社会を支える大切な存在として期待されています。



(出典)「10年後の東京」(平成18年12月、東京都知事本局)

(備考)「国勢調査」(総務省)等により作成。2010年以降は知事本局による予測。ただし、2025年以降は社会稼働率が変わらないものとした参考推計。

()内は総人口。実績には年齢不詳があることや四捨五入により、内訳の合計値と一致しない場合がある。

② 高度情報化社会の進展

科学技術の発達により高度情報化が進み、世界中の情報、テレビやインターネット、さらには携帯電話などを通じて、だれでも手軽に入手できるようになりました。

また、インターネット等の情報ネットワークは、これを介して参加者がコミュニケーションを行うネットワークコミュニティを生み出し、人と人を結ぶ新たな媒体として、私達の生活にも影響を与えるようになってきました。

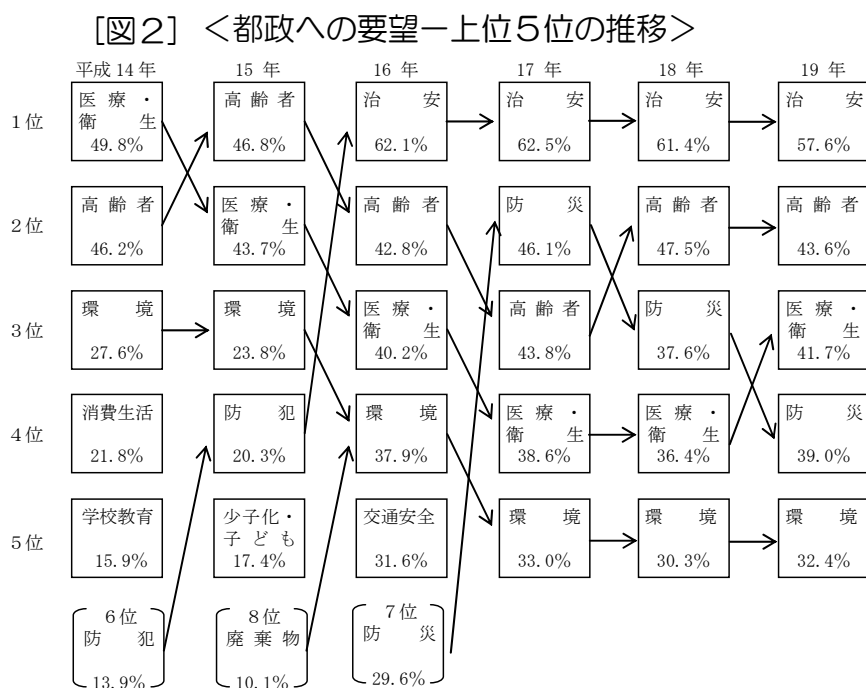
③ 環境問題への対応

平成9（1997）年に京都で開催された第三回気候変動枠組条約締約国会議（通称、地球温暖化防止京都会議）において、「京都議定書」が合意されてから10年が経ちます。それ以来、国内外で環境問題への取組はますます加速しています。

私達は、これまでの環境破壊や資源大量消費型のライフスタイルから省資源型のライフスタイルへと転換していくことが求められています。

④ 安全・安心へのニーズ

都は毎年「都民生活に関する世論調査」を実施していますが、東京都に対し特に力を入れて欲しいことを聞いたところ、平成19（2007）年度の結果は、「治安対策」が4年連続で第1位、その後「高齢者対策」、「医療・衛生対策」、「防災対策」「環境対策」と続きました[図2]。このように安全・安心な社会への要望は強く、これら課題の解決が求められています。



(出典)「都民生活に関する世論調査」(平成19年11月、東京都生活文化スポーツ局)

(注1)平成 16 年から「防犯対策」を「治安対策」、「少子化・子ども対策」を「少子化・虐待防止などの子ども対策」に表現を変え、「廃棄物対策」は「環境対策」に含めることとした。

(注2)平成 16 年から選択可能な数を3つから5つに変更した。

⑤ 地方分権の進展

地域の特性に合わせた行政施策を展開し、活力ある地域社会を実現するため、平成 12（2000）年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行され、国、都道府県、市町村の役割分担の見直しなど、地方分権における改革の方向性が示されました。

また、平成 15（2003）年には、地方自治法の一部改正によって、公の施設の管理について指定管理者制度が導入され、普通地方公共団体の出資法人や公共団体、公共的団体だけでなく、株式会社や NPO 法人などの民間事業者についても、公共施設の管理を行うことができるようになりました。

このような民間事業者のノウハウを活かし、多様化する都民ニーズに柔軟に対応することで、より一層都民サービスを向上させることが求められています。

イ スポーツ環境の変化

① スポーツに対するニーズの変化

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、スポーツに対するニーズも変化してきています。競技スポーツだけでなく、だれでも気軽に参加でき汗をかくことができるウォーキングやレクリエーション、ニュースポーツ*と呼ばれる新しいスポーツも普及してきています。

このようにスポーツに対する都民の様々なニーズに対応した施策が求められています。

*ニュースポーツ：柔軟性のある競技規則で適度な運動量があり、特別なトレーニングをしなくても、老若男女のハンディが少なく、簡易な用具でプレイを楽しめるスポーツの総称。

② 国際的なスポーツ大会の招致・開催

平成 14（2002）年にワールドカップサッカー大会が、日本と韓国との共同開催により、アジアで初めて開催されました。平成 15（2003）年には世界柔道選手権大会、平成 18（2006）年にはバレーボール世界選手権、平成 19（2007）年には世界陸上競技選手権が開催されるなど、毎年のように、様々な国際競技大会が東京をはじめ全国で開催されています。

このような国際的なスポーツ大会は、世界中から注目され、競技力の向上や国際親善に役立つばかりでなく、青少年をはじめ多くの人々のスポーツに対する関心を高め、夢と希望を与えてくれます。

③ 国内スポーツの二大潮流の変化

国民体育大会(国体)は、国民スポーツの振興を目的として、昭和 21(1946)年から毎年開催されています。国体は、開催地におけるスポーツの振興はもとより、郷土意識の高揚等、地域社会の活性化やスポーツ環境の整備に大きく寄与してきました。しかし、大会規模の拡大に伴う財政負担の増大や、スポーツの国際化の進展によるトップアスリートの参加意識の希薄化など、国体をめぐる課題が顕在化しています。

また、企業スポーツに支えられてきた日本の多くのスポーツリーグでは、近年、不況による撤退などで、チームの廃部や休部が相次ぎました。このような状況を克服し、Jリーグ(サッカー)、Vリーグ(バレーボール)、四国アイランドリーグ(野球、現在は四国・九州アイランドリーグ)、bjリーグ(バスケットボール)などが、以前のリーグを引き継ぐ形や、新たに設立される形で開幕しました。これらのリーグは地域密着型の運営方針をもち、それぞれのチームの地元地域での活動を通じて、地域振興の新たな主体として期待されています。

④ 国のスポーツ振興基本計画の見直し

平成 12(2000)年、文部省(現在の文部科学省)はスポーツ振興基本計画を策定し、生涯スポーツの振興、競技力の向上、学校体育と社会体育との連携に関する方策を示しました。

国は、平成 18(2006)年に同計画の改定を行い、新たに子どもの体力の向上策が示されました。これは、子どもの体力について、スポーツ振興を通じて、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせることを目指すものです。

都道府県や区市町村においても、地域の実情に即したスポーツ振興の基本計画の策定と施策の展開が求められています。

(2) 東京都のスポーツ行政の課題

ア 都民のスポーツの実施状況と都民ニーズの現状

総務省が実施した「社会生活基本調査(平成 18年)」によると、過去 1年間にスポーツを行った都民の割合は、5年前と比べてすべての年齢層で低下しており、都民のスポーツ離れが進んでいます(P.12、[図3])。

また、都が実施した「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査(平成 19年)」によると、週 1回以上運動・スポーツを実施している人は 39.2%で(P.13、[図4])、年代別にみると、20代から 40代でその割合が低くなっています(P.13、[図5])。全く実施していない人も 22.2%に上

り、その結果、運動不足を感じる人が7割を超える状況です[図6]。

さらに、都民の健康状況について見てみると、男性の肥満は増加傾向にあり、40～74歳では2人に1人はメタボリックシンドローム*が、また、3人に1人は糖尿病が疑われています（メタボリックシンドロームや糖尿病の予備群と考えられる人を含む。）。また、女性のメタボリックシンドロームは6人に1人ですが、糖尿病が疑われるのは男性同様3人に1人となっており（「東京都民の健康・栄養状況」（平成15年～17年）・「都民健康・栄養調査（速報）」（平成18年の合計）、多くの都民にとって、運動不足や偏った食生活など、生活習慣の改善が必要となっています。

一方、都民が今後行ってみたい運動・スポーツとしては、比較的軽いスポーツから競技スポーツまで幅広いニーズがあり（P.47、[図11]）、種目についても年代や性別によって多様です。

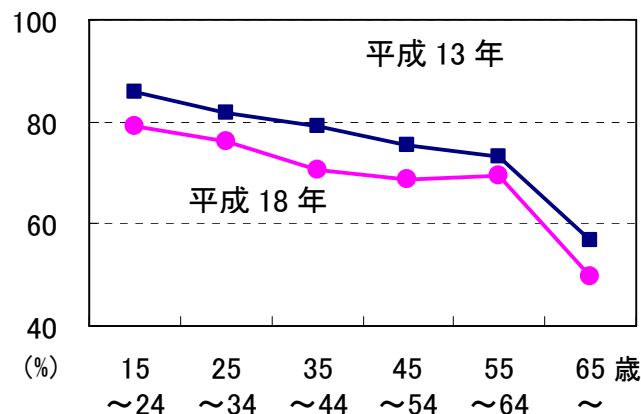
以上のことから、今まで運動をしていなかった都民へのきっかけづくりや、都民のだれもがいつでも気軽に世代を超えて、多種目のスポーツを楽しむことができる仕組みづくりが課題となっています。

また、超高齢社会に対応する高齢者のスポーツ活動への支援や、ノーマライゼーションの考え方に対応した障害者スポーツのさらなる振興も必要です。

*メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態を、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）といいます。

内臓脂肪が過剰にたまっていくと、糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなってしまいます。しかも、「血糖値がちょっと高め」「血圧がちょっと高め」といった、まだ病気とは診断されない予備群でも、併発することで、動脈硬化が急速に進行します。（厚生労働省ホームページより）

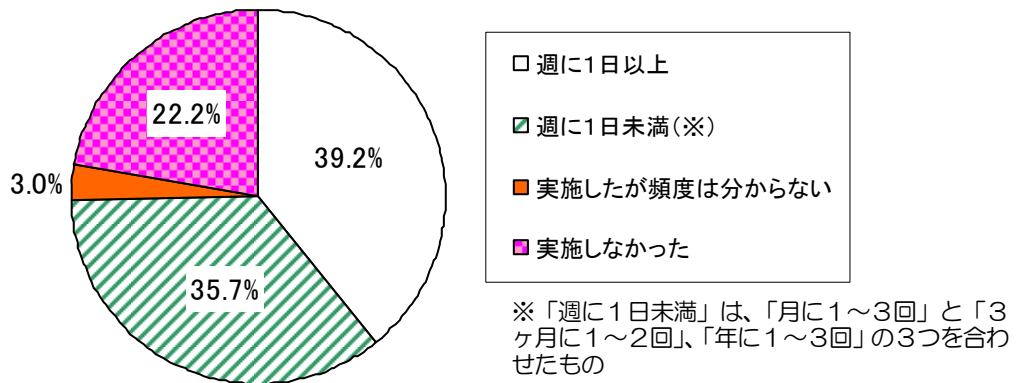
[図3] <スポーツ行動者率（東京都）>



（資料）「社会生活基本調査」（総務省）より作成

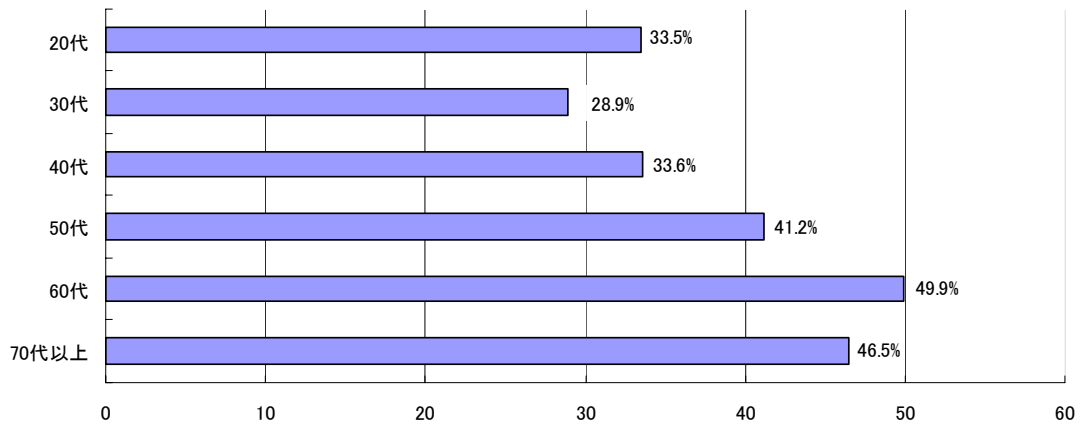
（出典）『「10年後の東京」への実行プログラム2008』（平成19年12月、東京都知事本局）

[図4] <スポーツ実施率>



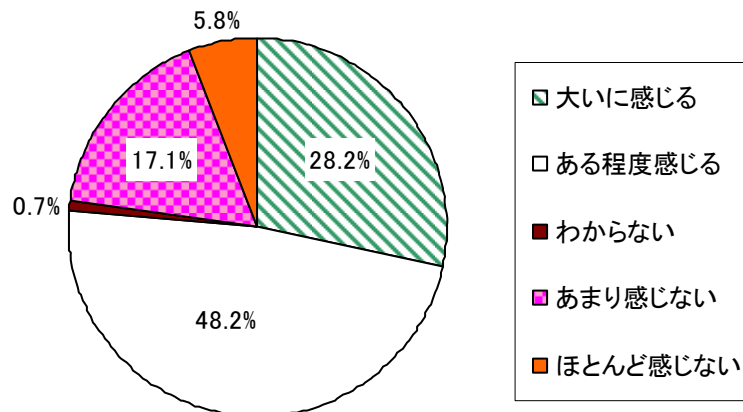
(出典)「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査」
(平成19年12月、東京都生活文化スポーツ局)

[図5] <年代別スポーツ実施率 (週1回以上)>



(出典)「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査」
(平成19年12月、東京都生活文化スポーツ局)

[図6] <運動不足の感じ方>



(出典)「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査」
(平成19年12月、東京都生活文化スポーツ局)

イ 子どもの体力低下

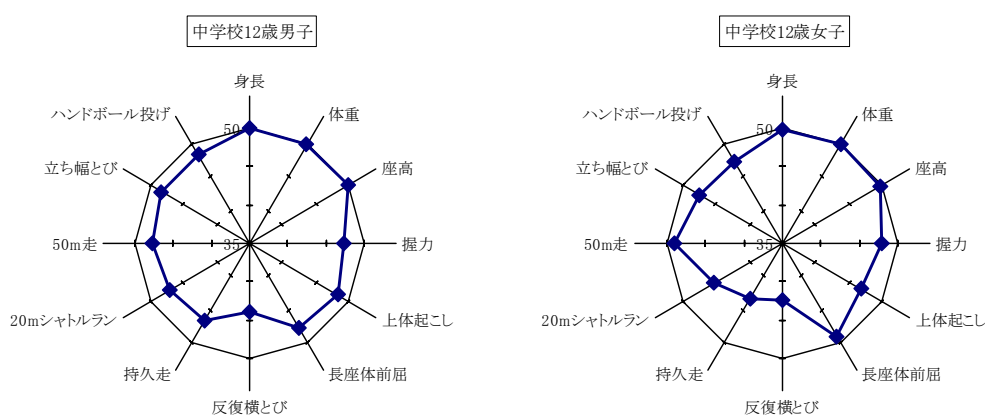
文部科学省が毎年実施している「体力・運動能力調査」によると、我が国の子どもの体力は、昭和 60（1985）年頃から長期的に低下傾向にあるとともに、体力が高い子どもと低い子どもの差が広がっています。

また、都の子どもの体力についても、都が実施した「平成 19 年度東京都児童・生徒の体力テスト調査」によると、体格については全国平均とそれほど変わりがないものの、体力は全般的に全国を下回っています[図7]。

子どもの運動不足による体力の低下は、肥満、ひいては生活習慣病の懸念があり、子どもが心身ともに健やかに成長するためには、スポーツに親しめる環境づくりが必要となっています。

また、子どもの体力低下は、将来的に国民全体の体力の低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下など、健康に不安を抱える人々が増え、社会全体の活力が失われる事態が危惧されます。

[図7] <子どもの体力（全国との比較）>



(注) 数値は、平成 18 年度全国の平均値を 50 とした場合の偏差値。

(出典)「平成 19 年度東京都児童・生徒の体力テスト調査報告書」(平成 20 年 3 月、東京都教育庁)

ウ 平成 25 年の東京国体開催、オリンピック・パラリンピック招致を見据えたアスリートの養成

2016 年第 31 回オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地に立候補を申請していた東京都は、平成 20（2008）年 6 月に開かれた国際オリンピック委員会（IOC）の理事会で、正式に立候補都市に選定されました。

また、平成 20 年第一回都議会定例会での決議を受け、(財)日本体育協会及び文部科学省に対して、平成 25（2013）年の第 68 回国民体育大会の開催申請を行いました（平成 20（2008）年 6 月）。国体をめぐる諸課題と国体改革の動向を踏まえ、日本全国から注目されるこれまでにない国内最高の総合ス

スポーツ大会を目指して開催します。

今後都は、東京国体総合優勝を目指し、(財)東京都体育協会や競技団体、学校体育連盟などと連携し、計画的な競技力向上策に取り組んでいく必要があります。また、こうした取組の成果が、東京国体開催の3年後となるオリンピック・パラリンピックにおける東京都選手の活躍につながるよう、継続的な競技力の向上に結びつけることが求められています。

エ スポーツ環境の整備

スポーツ環境の整備のため、スポーツ関係団体の組織力強化やスポーツ振興の新たな担い手となる組織の設立、リーダーバンク制度の見直し、ボランティア活動の拡充、スポーツ指導者等の国際交流の拡大、顕彰制度のあり方など、基盤となる仕組みづくりを検討していく必要があります。

また施設面での整備としては、設置後相当年数を経過し老朽化の著しい都立の大規模スポーツ施設の改築・改修などが課題となっているとともに、東京国体や国際スポーツ大会の開催に備えた施設整備を進めることが必要となっています。

さらには、東京オリンピック・パラリンピックのレガシー（遺産）を、広く都民の財産として生かしていくことも求められています。

3 スポーツ振興策の基本理念と目標

(1) 基本理念

「スポーツ都市東京」を目指して

都民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味・目的に応じてスポーツを楽しむことができる社会、すなわち「スポーツ・フォア・オール^{*}」を基本理念とします。

ア 生涯を通じたスポーツの振興

子どもから高齢者まで、また障害の有無や体力にかかわらず、全ての人が分け隔てなく、身近で気軽にスポーツを楽しむことができるような取組を推進します。

イ 競技力の向上

(財)東京都体育協会や競技団体、学校体育連盟や民間団体等と連携し、国体及びオリンピック・パラリンピックでの東京都選手の活躍と、持続的・継続的な競技力の向上に結びつけます。

ウ スポーツ環境の整備

スポーツ・フォア・オールを実現するためには、スポーツを取り巻く環境を整えることが必要です。社会環境の変化に対応した、スポーツを支える仕組みづくりや施設整備の両面から、スポーツ環境の整備に取り組みます。

*スポーツ・フォア・オール：子どもから高齢者まで、都民の誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができる社会の実現を目指す理念。国際オリンピック委員会（IOC）が規定するオリンピック憲章の中でも、スポーツ・フォア・オールの発展を奨励、支援することが、IOCの役割として定められています。

(2) 基本理念を実現するための数値目標

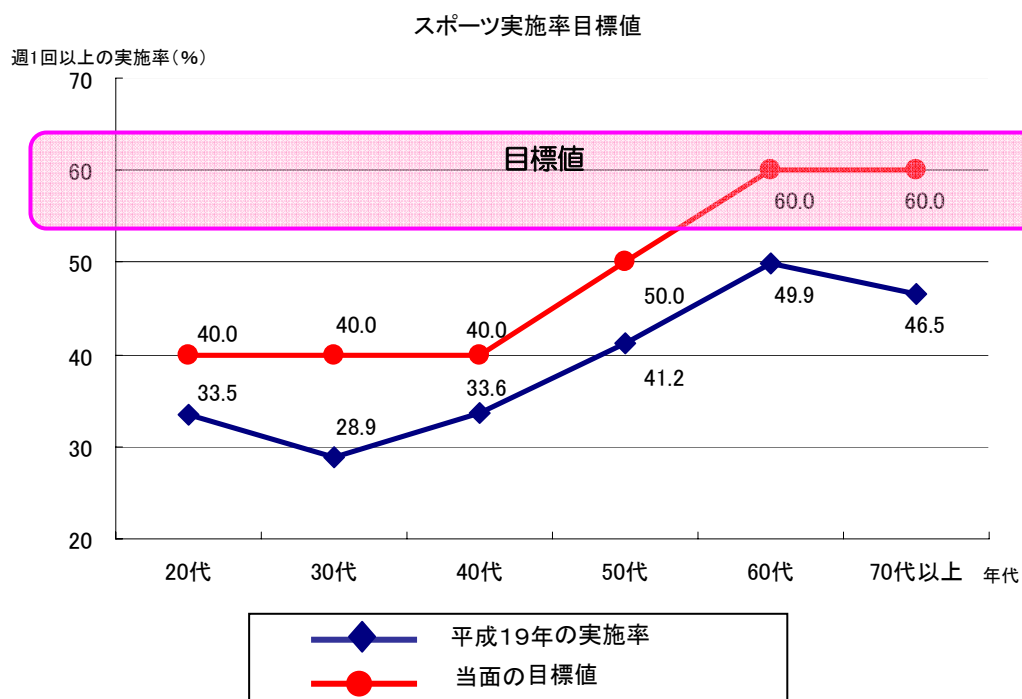
スポーツ実施率

当面の目標

○早期に達成しなければならない当面の目標として、“スポーツ4・5・6”（40歳代以下4割以上、50歳代5割以上、60歳代以上6割以上）を目指します。

平成28年度までに

○スポーツ人口のすそ野を広げることにより、週1回以上スポーツを実施する成人の割合を、全体で6割以上とします。



(3) 計画期間

平成 20 (2008) 年度から平成 28 (2016) 年度までを本計画の計画期間とします。

(4) 計画推進のための財源確保

スポーツ振興の施策を一層推進するためには、税収の変動に左右されない、安定した財源を確保することが重要です。

都は昨年、「東京オリンピック開催準備基金」に加え、「スポーツ・文化振興交流基金」を新たな基金として創設しました。本計画を推進するに当たっては、こうした基金を有効活用するとともに、スポーツ振興くじの助成制度を活用するなど、多様な財源を確保しながら計画の推進に努めます。

また、味の素スタジアムで成功したネーミングライツや PFI などの民間資金を取り入れるなど、新しい財源確保の手法を積極的に開発・導入することにも努めます。

4 施策展開の視点

平成 18 年に都が策定した「10 年後の東京」は、東京の近未来像について、都市インフラの整備から、環境、安全、文化、観光、産業など、様々な分野で、より高いレベルで東京が成長を遂げていく姿を示した計画です。

この「10 年後の東京」には、都市戦略を実効あるものとするため、8つの目標が示されています。

8つの目標

- ① 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる
- ② 三環状道路により東京が生まれ変わる
- ③ 世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する
- ④ 災害に強い都市をつくり、首都東京の信用を高める
- ⑤ 世界に先駆けて超高齢社会の都市モデルを創造する
- ⑥ 都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する
- ⑦ 意欲ある誰もがチャレンジできる社会を創出する
- ⑧ スポーツを通じて次代を担う子どもたちに夢を与える

この8つの目標に沿って展開される施策は、スポーツ環境の整備などを通して、スポーツの振興につながる成果をもたらします。

また、スポーツの振興は、健康増進や地域活性化の推進力となり、人と街を元気にすることによって、「10 年後の東京」の実現に貢献します。

そこで、本計画では「10 年後の東京」の8つの目標ごとに、スポーツ都市として成長した、近未来の東京の姿をイメージした上で（P.20 図参照）、「都市づくりとスポーツ」という観点から、スポーツ・フォア・オールに向けた施策の展開を示していきます。

「10年後の東京」 8つの目標

- ① 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる
- ② 三環状道路により東京が生まれ変わる
- ③ 世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する
- ④ 災害に強い都市をつくり、首都東京の信用を高める
- ⑤ 世界に先駆けて超高齢社会の都市モデルを創造する
- ⑥ 都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する
- ⑦ 意欲ある誰もがチャレンジできる社会を創出する
- ⑧ スポーツを通じて次代を担う子どもたちに夢を与える

目標の実現に向けた政策展開

- 快適な都市空間
- 交通利便性の向上
- 環境負荷の改善
- 安全・安心の確保
- 高齢者の自立、障害者の社会参加
- 産業・観光振興
- 社会に貢献する人材の育成

スポーツの振興につながる施策の成果

スポーツ実践層の拡大

2016年の「スポーツ都市東京」の姿

スポーツ都市東京

- いつでも気持ちよく汗が流せる！
スポーツ快適都市
- 渋滞解消で車も自転車もスイスイ！
エコスポーツ都市
- スポーツイベントで環境負荷軽減！
カーボンマイナス都市
- 安心してスポーツができる・見られる！
世界一の安全・安心都市
- 障害・年齢に関係なくスポーツ！
ユニバーサルデザイン都市
- スポーツイベントで街おこし！
スポーツ賑わい都市
- 意欲ある誰もがステップアップ！
スポーツチャレンジ都市
- スポーツ交流で人と人との結びつき！
スポーツふれあい都市

<スポーツ集積都市東京>

東京には他の都市に類を見ないスポーツ資源の集積があります。

例えば、プロスポーツ、企業スポーツの数多くのチームが東京を本拠地として活動しています。東京ではこれらのチームによる国内トップレベルの競技が、毎日どこかで繰り広げられています。

さらに、国際都市としての強みを活かし、多様な種目の国際スポーツ大会が、東京を舞台として開催されています。

日本や世界のトップレベルのスポーツ競技を間近で見ることができる恵まれたスポーツ環境は、多くの人に夢と感動を与えるとともに、都民がスポーツを始める大きなきっかけになります。

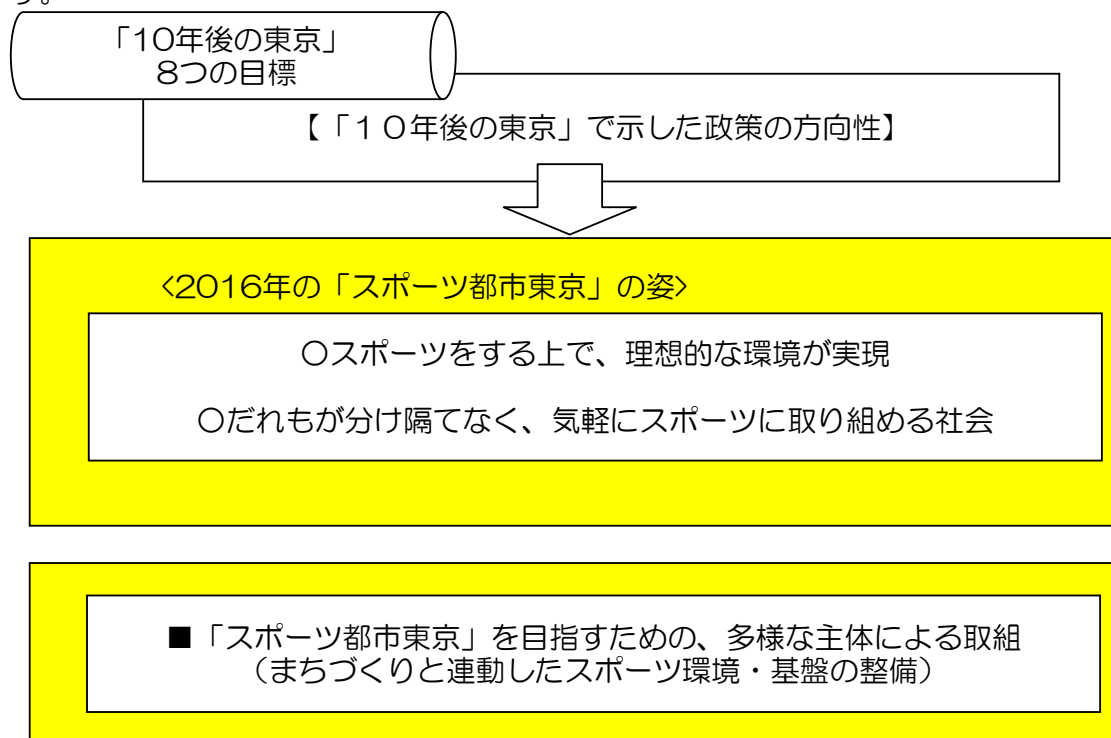
一方、参加型のスポーツ大会も盛んです。2007年から開催されている東京マラソンは、都心のコースをトップアスリートと一般ランナーと一緒に走れることが国内外からの注目を集め、東京マラソン2008では、3万人の募集に対して、15万6千人の応募を集めました。また、大会当日は、1万2千人のボランティアがスポーツイベントを支えました。

このように東京は、年間を通じて様々な形で多彩なスポーツに触れ合う機会に恵まれています。これは東京が世界に誇る貴重なスポーツ資源です。

第2章 躍動するスポーツ都市東京の姿

第2章の構成

本章では、「10年後の東京」の8つの目標ごとに、スポーツ都市として成長した近未来の東京の姿を表現し、その実現を目指すための具体的な取組を示していきます。



8つの目標に沿った東京の姿

1 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる

【「10年後の東京」で示した政策の方向性】

東京の成長過程で失われた、水と緑に囲まれた都市空間を再生するとともに、美しい都市景観を創出し、東京の価値を更に高める。

<2016年の「スポーツ都市東京」の姿>

水と緑に包まれ、いつでも気持ちよく汗を流せる！
スポーツ快適都市

○公園や街路樹の植樹、都内の緑地帯が大幅に増加します。都内に良好な景観が創出され、ランニングやウォーキング、サイクリングなどをより一層快適に楽しめるようになります。

○室内でスポーツを楽しんでいた人や、スポーツ以外のレジャーに関心を持っていた人も、積極的に屋外に出て行きます。

○転んでもケガをしないという安心感から、子どもたちが芝生化された校庭で、元気に遊ぶようになります。運動習慣が培われ、運動能力も向上します。

○水辺の美しい景観のもとで、水上スポーツが楽しめます。

<「スポーツ都市東京」を実現するための、多様な主体による取組>

- 緑の拠点や街路樹で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」の形成 (→第3章P.46)
- 無電柱化の推進 (→第3章P.46)
- 都内の全公立小中学校、都立学校等の校庭芝生化 (→第3章P.38)
- 水や緑と調和した、美しい景観の創出 (→第3章P.46、48)

2 三環状道路により東京が生まれ変わる

【「10年後の東京」で示した政策の方向性】

三環状道路の整備等により、東京の最大の弱点である渋滞を解消し、国際競技力を高めるとともに、交通インフラのゆとりを活かし、快適で利便性の高い都市を実現する。



<2016年の「スポーツ都市東京」の姿>

三環状整備で渋滞解消、車も自転車もスイスイ！
エコスポーツ都市

○交通渋滞の解消に伴う大気汚染の緩和により、屋外で気持ちよくスポーツに取り組めるようになります。

○都内の交通基盤が整備され、東京を訪れる国内外の人々の利便性が向上し、スポーツツーリズムが盛んになります。

○サイクリングロードや歩道の整備により、サイクリングやランニングが気軽に楽しめるようになります。これまで自動車で移動していた人も、自転車に乗る機会が増えます。

<「スポーツ都市東京」実現するための、多様な主体による取組み>

■三環状道路の整備による渋滞解消

■羽田空港の再拡張・国際化をはじめとする空港、港湾機能の強化

■自転車走行空間の整備 (→第3章P.47)

3 世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する

【「10年後の東京」で示した政策の方向性】

地球温暖化に代表される世界的な環境危機に対して、最先端の省エネ技術などを駆使して、世界で最も環境負荷の少ない都市を実現するとともに、その成果をアジアなど世界に発信・還元していく。

<2016年の「スポーツ都市東京」の姿>

スポーツイベントを通じて環境負荷軽減！
カーボンマイナス都市

○省エネ等が推進されることによりヒートアイランド現象の緩和が見込まれ、屋外でも安心してスポーツを楽しめる環境が整備されます。

○東京で行われるスポーツ大会では、環境負荷の少ない都市の実現に向けて先進的な取り組みが行われます。

○都民一人ひとりに温暖化対策への協力を呼びかける機会として、スポーツ大会が効果的な役割を果たします。

<「スポーツ都市東京」を実現するための、多様な主体による取り組み>

■省エネの徹底や再生可能エネルギーの導入拡大など「カーボンマイナス東京10年プロジェクト*1」を積極的に推進

■校庭芝生化や建築物の屋上・壁面の緑化、都道の保水性舗装や遮熱性舗装によりヒートアイランド対策を推進 (→第3章P.38)

■スポーツ大会における環境対策の先進的な取り組み (例：東京マラソンにおけるグリーン電力証書*2の活用やハイブリッド車の積極的利用、リユースカップの活用など)

*1カーボンマイナス東京10年プロジェクト：2020年までに2000年比で25%の都内の温室効果ガス排出削減を目指して、「地球温暖化対策推進基金」を活用するなど実効性のある具体的な施策に取り組んでいく。

*2グリーン電力証書：風力など再生可能エネルギーによる発電実績の環境価値を証書化したもの。企業などは、購入した証書を自らの環境対策実績として活用。

4 災害に強い都市をつくり、首都東京の信用を高める

【「10年後の東京」で示した政策の方向性】

東京の宿命的課題である震災対策に集中的に取り組むとともに、最先端技術によるテロ対策を進め、首都東京の国際的な評価や信用力を大幅に向上させ、危機に強い都市を将来に継承していく。



<2016年の「スポーツ都市東京」の姿>

安心してスポーツができる・見られる！
世界一の安全・安心都市

○震災対策への集中的な取組みやテロ対策の実現により、海外から訪れる人々にも安心感をもたらします。国際的な評価や信用力が大幅に向上し、国際的なスポーツ大会やプロスポーツ観戦を目的としたスポーツツーリズムも拡大します。

○スポーツ施設の防災機能が向上し、災害時には、スポーツ施設が避難場所として利用されます。また、スポーツ施設の既存の大スクリーンは、災害時には情報掲示板として活用されます。

<「スポーツ都市東京」を実現するための、多様な主体による取組み>

- 最先端の耐震技術を活用した、都市施設等の耐震化促進（→第3章P.61）
- 陸上競技場や大規模公園等にヘリポートや備蓄倉庫、貯水槽を整備して防災拠点としての機能を向上
- 最先端技術を駆使したテロ対策

5 世界に先駆けて超高齢社会の都市モデルを創造する

【「10年後の東京」で示した政策の方向性】

世界に先駆けて超高齢化社会を経験する東京で、活力ある高齢者像を新たに生み出すとともに、誰もが安心して暮らせる都市を実現する。

<2016年の「スポーツ都市東京」の姿>

障害の有無や年齢にかかわらずスポーツ！
ユニバーサルデザイン*都市

○高齢者が、自らの経験や活力を活かして、多様な分野で社会参加することにより、「支えられる存在」から「社会を活性化する存在」へと高齢者像を一新しています。スポーツ指導や地域スポーツクラブのマネジャーとして活躍する高齢者も増えます。

○スポーツ大会で障害者が活躍し、障害への理解が一層進み、障害者の社会参加も促進されます。スポーツ施設においても、障害の有無や年齢に関係なく、地域住民がともにスポーツを楽しむことができるようになります。

○働き盛りの世代も、職場の休憩時間や余暇に、スポーツに取り組む人が増えます。ストレス解消が図られるとともに、生活習慣病の予防につながります。

*ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方にたって快適な環境をデザインすること。

<「スポーツ都市東京」を実現するための、多様な主体による取組み>

- 高齢者の多様な社会参加を促進 (→第3章 P.39)
- 障害者スポーツ大会の開催 (→第3章 P.41)
- スポーツ施設のユニバーサルデザインの推進 (→第3章 P.41、61)
- 働き盛り世代の、健康づくりの推進 (→第3章 P.38)

6 都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する

【「10年後の東京」で示した政策の方向性】

伝統と最先端とが織り成す東京の魅力豊かな文化を発信するとともに、新たな産業を戦略的に育成し、東京の価値を高める。

<2016年の「スポーツ都市東京」の姿>

スポーツイベントで地域活性化や観光振興！
スポーツ賑わい都市

○国際的なスポーツ大会が東京で開催され、大会の内容とともに、東京の持つ魅力が国内外に発信されます。東京にとってスポーツは、新たな観光資源となり、多くの外国人旅行者が訪れる賑わいのある国際観光都市となります。

○ユニバーサルデザインのまちづくりが進み、障害の有無や年齢、国籍にかかわらず、誰もが気軽に街歩きやスポーツを楽しめます。

○スポーツ大会観戦やスポーツイベントへの参加、奥多摩や島しょ地域の豊かな自然の中で行うスポーツを目的としたスポーツツーリズムが発展し、東京の経済が活性化します。

<「スポーツ都市東京」を実現するための、多様な主体による取組み>

- 国際的なスポーツ大会と連動したシティセールス（→第3章P.60）
- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（→第3章P.41、59）
- スポーツツーリズムの振興（→第3章P.49）

7 意欲ある誰もがチャレンジできる社会を創出する

【「10年後の東京」で示した政策の方向性】

子どもたちに時代を担う力を身に付けさせ、東京でチャレンジしようとする意欲ある人々に多様な機会を提供するとともに、NPOやボランティアなど多様な活動主体が社会を担うシステムを構築する。

<2016年の「スポーツ都市東京」の姿>

意欲ある誰もがステップアップ！
スポーツチャレンジ都市

○スポーツに関する教育プログラム等により、スポーツについて学びたいという意欲が高まり、東京のスポーツ振興を担う人材が育成されます。

○トップスポーツ選手のセカンドキャリア支援の仕組みにより、引退後の不安が解消されます。また東京出身のオリンピック*が学校等に派遣されるなど、引退後も引き続き、東京のスポーツ振興のために活躍します。

○スポーツ指導者の登録情報であるリーダーバンクが、これまで以上に活用しやすくなり、スポーツ指導者派遣のニーズが高まります。指導したい人と教えてもらいたい人とのミスマッチも解消されます。

*オリンピック：オリンピック競技大会における日本代表選手

<「スポーツ都市東京」を実現するための、多様な主体による取組み>

- スポーツに関する教育プログラムや研修機会の充実
- トップスポーツ選手のセカンドキャリア支援 (→第3章P.53)
- スポーツリーダーバンクの拡充及び普及啓発 (→第3章P.58)

8 スポーツを通じて次代を担う子どもたちに夢を与える

【「10年後の東京」で示した政策の方向性】

スポーツの振興を通じて競技力の向上と世界の子どもたちの健全育成に貢献し、生涯を健康的に過ごせる社会を実現する。

<2016年の「スポーツ都市東京」の姿>

スポーツ交流で人と人との結びつき！
スポーツふれあい都市

○東京出身のアスリートが、オリンピックをはじめとする国際的なスポーツ大会で活躍する姿を通じて、東京の持つ可能性が世界に発信されます。さらに、子どもたちに夢と希望を与え、スポーツを行うきっかけづくりとなります。

○東京と世界各都市で、ジュニア選手や指導者のスポーツを通じた国際交流が広がります。

○「スポーツしたい！」「身体を動かしたい！」と思ったときに、気軽に参加できる場所やスポーツプログラムの選択肢が増えます。

○定期的な会合やボランティア講習会、海外ボランティアとの交流などが開催されます。ボランティアはスポーツ振興に欠かせない存在となり、気軽にボランティアに参加できる雰囲気醸成されます。

<「スポーツ都市東京」を実現するための、多様な主体による取り組み>

■競技別一貫指導プログラムを策定して、ジュニア期からの育成を強化（→第3章P.52）

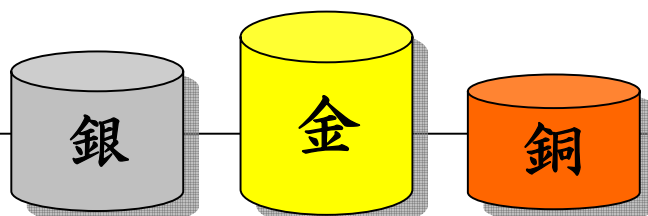
■ジュニア世代によるアジアを中心とする国際スポーツ大会や指導者フォーラムの開催により、選手の交流の場と指導者の情報交換の機会を提供（→第3章P.59）

■地域住民が主体的に運営し、子どもから大人まで、また高齢者や障害者を含め、すべての都民が参加できる「地域スポーツクラブ」の各地での設立（→第3章P.42）

■スポーツボランティアの継続的な参加を促進する仕組みの構築（→第3章P.59）

スポーツ都市東京の夢

2016年のオリンピック・パラリンピックで
過去最高数のメダルを獲得！



地域からメダリストを

2016年、東京は、だれもが分けへだてなく身近でスポーツを楽しむ「スポーツ都市」となっています。

スポーツ人口のすそ野が広がるとともに、ジュニア選手の発掘・育成・強化の仕組みも整うことから、子どもたちひとりひとりに、世界の檜舞台で活躍するチャンスと可能性が広がります。

身近で育った東京アスリートが2016年のオリンピック・パラリンピックでメダルを獲得し、子どもたちに夢と希望を与えることができる「スポーツ都市東京」が私たちの夢です。

【参考】東京アスリートが獲得したメダルの数(2004年アテネ大会)

	金	銀	銅	計
オリンピック	8	3	5	16
パラリンピック	2	4	6	12

第3章 スポーツ振興策の具体的な展開

第3章の構成

本章では、第2章で示したスポーツ都市東京の実現に向けて、今後具体的に展開していく施策について、三つのテーマに沿って示していきます。

1 スポーツを始めたいくなる、もっと親しめる東京を実現 ～生涯を通じたスポーツの振興～

都民のスポーツ
実施率を高める

各主体ごとのアプローチ

だれもが、
いつまでも

身近で始められる、
触れられるスポーツ

始められる
場の提供

始めたいくなるきっ
かけづくり

いつでも、
どこでも

2 世界を目指す東京アスリートの育成 ～競技力の向上～

東京アスリートの
活躍を支援する

選手強化体制の整備

指導者の確保・育成

情報・医・科学サポートによる支援

障害者アスリートの競技力向上

3 スポーツ都市東京の実現に向けた、 仕組みづくりと環境整備

1, 2 を支える
取組み

スポーツを支える組織の充実

顕彰制度の充実

人材の有効活用

施設の整備

国際都市のプレゼンス確立

1 スポーツを始めたくなる、もっと親しめる東京を実現

～生涯を通じたスポーツの振興～

子どもから高齢者、障害者などの主体ごとに、スポーツへの取組を促進する効果的な働きかけを行います。また、身近でスポーツを始められる場や、スポーツを始めたくなるきっかけづくりの提供を行います。

各主体ごとのアプローチ

(1) 子どもの体力向上

スポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスの取れた発育・発達に不可欠です。子どもたちの健康や体力の向上は、小さいころから十分に体を動かしたり遊んだりするなど、家庭や地域での取組が重要です。

さらに学校においては、体育の授業、学校行事及び運動部活動等の充実により、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが大切であり、家庭や地域との連携のもと、体力向上の取組を総合的に推進します。

ア 運動部活動の充実

近年、学校の小規模化や部活動の顧問教諭の高齢化、子どものニーズの多様化などにより、運動部活動が子どもの運動意欲を満たすことが難しくなってきました。運動部活動をより一層活発化するためには、様々な種目で適切な指導を行える人材の確保、合同部活動や地域スポーツクラブとの連携などを行っていくことが必要です。そこで都では、地域や大学などの協力のもと、教員の指導力向上と外部指導者の活用を進め、複数校による合同部活動や地域スポーツクラブの協力を得た部活動の展開を検討していきます。

イ 家庭、地域の取組

子どもの体力向上には、学校体育や運動部活動の充実だけでなく、家庭や地域のかかわりが必要です。特に、運動部活動に加入していない子どもについては、学校と地域スポーツクラブの一層の連携等により、スポーツと触れ合える機会を地域で提供することが重要となります。

都では、家庭、地域、学校の連携が深まるよう、家族の交流機会を目的とするスポーツ教室や家族単位で参加する大会などを支援します。

【事例紹介】

向陽スポーツ文化クラブ（略称 KSCC）（杉並区）

地域住民を主体に設立された、多種目、多世代型の地域スポーツクラブです。昭和50（1975）年のプール開放実行委員会設立を契機として、昭和51（1976）年に杉並区立向陽中学校校区を中心として組織されました。地域青少年の育成と地域住民の健康増進、教養文化の向上を図ることを目的として、スポーツ・文化活動を行っています。現在、会員数は約1,150名で、学校教育に支障のない範囲において、学校施設の開放を受けており、中学校、小学校等を利用して活動しています。また、平成14（2002）年には、スポーツ振興くじ(toto)及び杉並区からの補助金交付により、新クラブハウスが完成しました。

ウ 学校等の校庭芝生化の推進

子どもが夢中で身体を動かす喜びを体験することは、体力低下に歯止めをかけるとともに、主体性や創造性、仲間との交流を通じて思いやりや協調性を学ぶなど、豊かな人間形成を促すこととなります。そこで、都内の公立小中学校、都立学校等の校庭芝生化により、子どもが身体を動かす喜びを味わえる環境を創出します。具体的には、平成22（2010）年度末までに、都立高校等においては7ha程度、公立小中学校については、区市町村への財政支援などの取組により50ha程度の芝生化を実現します。また、私立・公立の幼稚園や私立の小中学校、高校、保育所にも支援を行い、5ha程度の芝生化を進めていきます。

また、校庭芝生化の推進に向けて、企業やJリーグ等の団体、NPOなどにより、「東京芝生応援団」を結成し、校庭芝生化を広報、宣伝するとともに、学校や地域への支援を行います。

(2) 働く世代へのスポーツ振興

「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査（平成19年）」によると、働く世代のうち、とりわけ20代から40代のスポーツ実施率が1番低くなっています（P.13、[図5]）。スポーツを実施しない理由として「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がないから」が圧倒的に多く、次いで「機会がなかったから」が挙げられています[図8]。

このような働く世代のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するほか、職場の休憩時間に気軽に体操できる等、場所や時間帯を考慮して運動の機会を広げることが必要です。都では、従業員の健康づくりに関する取組を推進するため、中小企業の事業主に対し、従業員が職場でできる健康づくりの取組に関する事例等を紹介し、職場を通じた健康づくりの取組

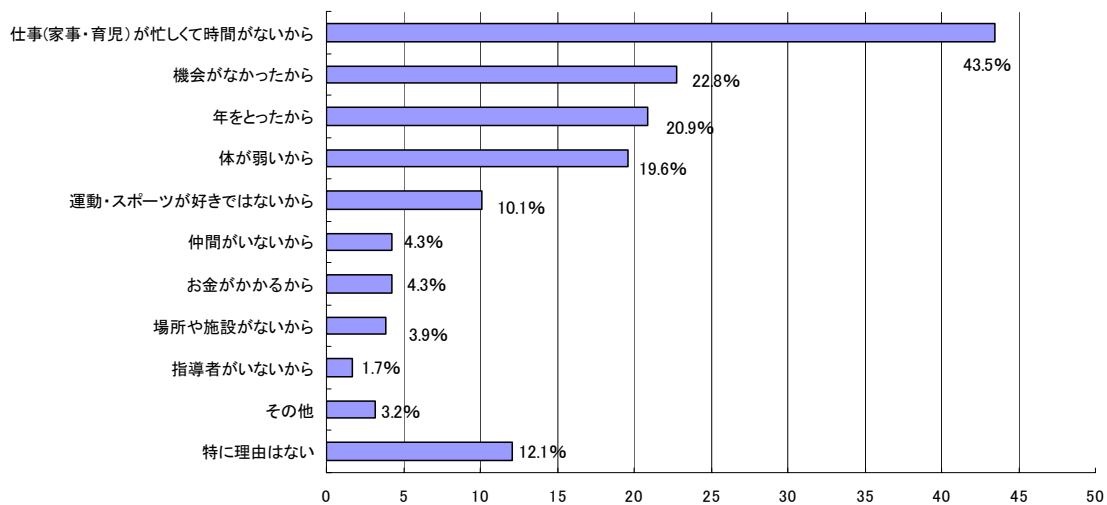
を推進します。

また、職場で座ったまま行えるなど、場所を選ばず手軽なストレッチ体操として、「TOKYO2016体操」を開発し、スポーツイベント等での実演を通じて、普段スポーツを行わない都民に対して普及を行っていきます。育児が忙しい都民に対しては、家事をしながらでも運動できる「ながら運動」など、家庭内でも気軽に行えるスポーツの普及に努めるとともに、親子で実施できるスポーツ・運動のプログラムの提供にも取り組みます。

さらに、平成20（2008）年度から開始された特定健康診査・特定保健指導*は、生活習慣病の早期予防を目的とした制度ですが、この特定保健指導では、必要に応じて運動習慣の改善の必要性に関する指導が行われるため、スポーツを始めるきっかけづくりとなることも期待できます。

*特定保健指導：医療保険者が特定健康診査の結果に基づき、生活習慣の改善が必要と判断された者に対し、食事や運動などに関する保健指導を徹底し、生活習慣病の早期予防を図ることを目的として実施する。

〔図8〕 <スポーツを行わない理由>



(出典)「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査」
(平成19年12月、東京都生活文化スポーツ局)

(3) 高齢者へのスポーツ振興

高齢社会の本格的な到来に伴い、スポーツによる高齢者の体力づくりは、健康寿命の延伸や、寝たきり予防、QOL（Quality of life）向上の観点から、ますます重要な課題となっています。

都では、各関係団体との連携による指導者情報や、医療関係者と連携した個人の生活習慣に合ったスポーツプログラムを提供するとともに、高齢者による様々な交流の場を利用し、ウォーキングや体操などの身近で手軽なスポーツを

始められるよう指導し、交流会を通じサポートを行っていきます。

さらに、財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団と共に「シニア健康スポーツフェスティバルTOKYO」を開催するとともに、「全国健康福祉祭」（通称「ねんりんピック」）に選手団を参加させるなど、高齢者に適したスポーツや健康づくり活動を通して、多くの高齢者が社会参加や仲間づくり、世代間交流を広げ、明るく活力のある長寿社会づくりを推進していきます。

【事例紹介】運動による、医療費及び介護費用の抑制効果

東京都老人総合研究所社会参加とヘルスプロモーション研究チームは、平成12年度から15年度にかけて、新潟県与板町の70歳以上の住民に対して、介護予防事業に参加したグループと、参加したことがないグループについて、老人医療費及び介護費用の費用抑制効果を算出しました。

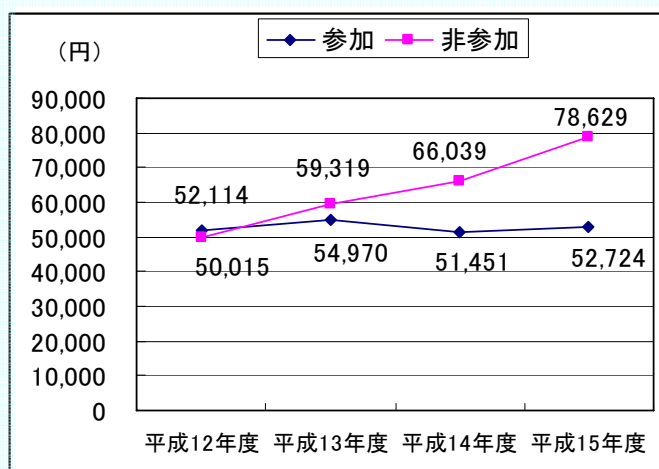
この与板町では平成12年度から介護予防事業が推進されており、その内容としては、転倒予防を主な目的とした「転倒予防教室」や閉じこもり予防を主な目的とした「交流サロン」などが中心となっています。

「転倒予防教室」は、日常生活に運動を取り入れ、足腰の筋力アップやバランス能力の向上を図り、つまずきやふらつきを改善し、転倒を起こさない事をねらいとしたもので、在宅運動指導員より指導を受けて実施されるものです。

この調査研究によって、下図のとおり介護予防事業の参加者は、その後の医療費や介護費用の伸びが大きく抑制されることが分かりました。

今後は、医療費及び介護費用を抑制する要因を解明し、介護予防対策の効果的な内容を検討することが課題となっています。（出典：平成19年3月15日第54巻「日本公衛誌」第3号）

<月一人あたり平均総費用（医療費及び介護費用）の推移>



(4) 障害者スポーツの振興・支援

障害者スポーツの振興は、レクリエーションや競技スポーツとしての意義にとどまらず、障害者の自立促進や社会参加の推進、障害への理解促進といった側面においても大変重要な役割を果たしています。都はこれまで、東京都障害者スポーツ大会（身体障害者部門、知的障害者部門、精神障害者部門）を開催するほか、障害者のための専用スポーツ施設として2箇所(区部及び多摩)のスポーツセンターを設置しましたが、より一層身近な地域において障害者がスポーツに親しめるよう環境を整える必要があります。

このため、区市町村に設置されている公共スポーツ施設を中心に、設置者の責任によりユニバーサルデザインの施設改修を推進します。また、これらの施設において、指導員等を対象として障害への理解促進のための研修会を実施し、利用者の利便性を向上させます。さらに、(社)東京都障害者スポーツ協会などの関連団体と連携し、障害者スポーツの指導員を広域的に養成し、地域における障害者スポーツ活動の支援を行います。

また、今後開催される大規模大会への取組としては、平成21(2009)年の東京2009アジアユースパラゲームズや、平成25(2013)年に東京で開催される全国障害者スポーツ大会の準備を進め、障害者スポーツの振興とスポーツを通じた社会参加を促進していきます。さらに全国障害者スポーツ大会については、スポーツを通じて障害のある人とない人の連帯の輪を広げるため、東京国体と同時に、一つの祭典として開催します。

身近で始められる、触れられるスポーツ

始められる場の提供

(1) 地域スポーツクラブの設立支援・運営の安定化

スポーツ・フォア・オールを実現するためには、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができる仕組みを作っていく必要があります。そこで、地域の日常的なスポーツ活動の場として、地域住民が主体的に運営し、子どもから大人まで、また、高齢者や障害者を含め、すべての都民が参加できる「地域スポーツクラブ」の設立・育成を推進します。

ア 地域スポーツクラブの設置目標

地域スポーツクラブは、都内で平成19年度末現在、52クラブが設立されています。都では、平成22(2010)年度までに40区市町村に、平成25(2013)年の東京国体開催時までには、各区市町村に1~2の地域スポーツクラブの設立、平成28年には、都内に100以上の地域スポーツクラブの設立を目指します。

	平成19年度実績	平成22年度	平成25年度	平成28年度
地域スポーツクラブの設置促進	25区市町村 (52クラブ)	40区市町村	62全区市町村 (各区市町村1~2)	全都で100 クラブ以上

イ 地域スポーツクラブの設立・育成支援

地域スポーツクラブの設立・育成には、都民や関係機関等の理解が不可欠です。そのため都では、地域における多様な取組が推進されるよう、国や区市町村、スポーツ関係団体等と連携を強化し、地域スポーツクラブの設立・育成のための支援策を検討します。

また、地域スポーツクラブの設立や運営に役立つ様々な情報をホームページから提供する「地域スポーツクラブサポートネット」等により、その意義や効果などの理解促進や、設立ノウハウの普及に努めます。

さらには、区市町村に対して、地域住民と協働した設立検討会の開催、広報PRやスポーツ教室等での普及活動など、地域実態に即した設立支援を行うよう働きかけるとともに、各区市町村のスポーツ振興基本計画の策定や改定の際には、地域スポーツクラブの育成を計画の中に位置づけるよう促してきます。また、地域の実情に応じて指定管理者として地域スポーツクラブを指定するよう働きかけて

いきます。

ウ 人材育成

地域スポーツクラブの設立と安定した運営を行うためには、これらを推進する人材の発掘・育成が重要です。そこで都は、地域スポーツクラブの楽しさや魅力を感じることでできる体験イベント等を実施し、クラブの設立に向けた人材を発掘していきます。また、クラブマネージャー養成講習会の充実を図るとともに、スポーツ関係団体が実施している各種の研修事業への参加を促進し、安定したクラブ運営を行う人材を育成します。

エ 広域スポーツセンターによる支援

これまで広域スポーツセンター*は、地域スポーツクラブや各区市町村、設立を希望する団体に対して、地域スポーツクラブ設立・育成支援のための助言や情報提供、クラブ運営者等の養成研修、指導者の派遣などを行ってきました。

今後さらに、既設の地域スポーツクラブに対して、会員拡大等によるクラブ運営の安定化のため、区市町村と連携し、NPO法人格の取得等に関する情報提供を行うとともに、引き続き、地域スポーツクラブ連絡協議会の開催による情報交換や相互連携の促進などの支援を行います。具体的には、設立支援として、クラブ設立前のマーケティングリサーチ実施の支援を行います。また、運営支援として、経営状態改善のコンサルティングを支援する指導者派遣等の充実を図るほか、大学やテニス、ボウリング場等の民間スポーツ施設との連携など、活動領域の拡大等に関する情報提供に努めていきます。

*広域スポーツセンター：地域スポーツクラブが設立され、継続的・安定的に運営されるために、個々のクラブだけでは解決できない課題に対応し、適切な指導・助言を行うなど、地域スポーツクラブの設立や活動全般について効率的に支援する機能を有する組織です。

(2) ニュースポーツ、レクリエーションの振興・支援

グラウンドゴルフやペタンク等のニュースポーツ、フォークダンス等のレクリエーション、またスケートボード等のストリート系スポーツへの関心は、年々高まっています。このような都民ニーズに対応するため、都は、公園などでニュースポーツやレクリエーションに利用可能な場所を提供したり、体育指導委員*との連携によるニュースポーツの普及や交流会の開催を支援します。

*体育指導委員：スポーツ振興法に基づき、各区市町村の教育委員会等から委嘱を受け、当該区市町村におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの

実技指導その他スポーツに関する指導、助言を行います。

<新しいスポーツのかたち～eスポーツ～>

近年、パソコンや家庭用ゲーム機などを使った対戦型ゲームを、eスポーツ（Electronic Sports）と呼び、スポーツとして楽しもうという動きが世界的に見られています。eスポーツは、例えば病気などで入院中の子どもや高齢者など、実際に体を動かすことのできない人々に対して、スポーツを実施することにより得られる楽しさのエッセンスを提供します。また、現在スポーツを行っていない人に対しては、実際にスポーツを実施するためのきっかけづくりになると期待されます。

(3) ライフスタイルに合わせたスポーツ施設の運営

本計画に定めたスポーツ実施率の数値目標を達成するためには、スポーツを実施していない人を含め、今後ますます多様化するライフスタイルに合わせたスポーツ環境の整備が不可欠です。

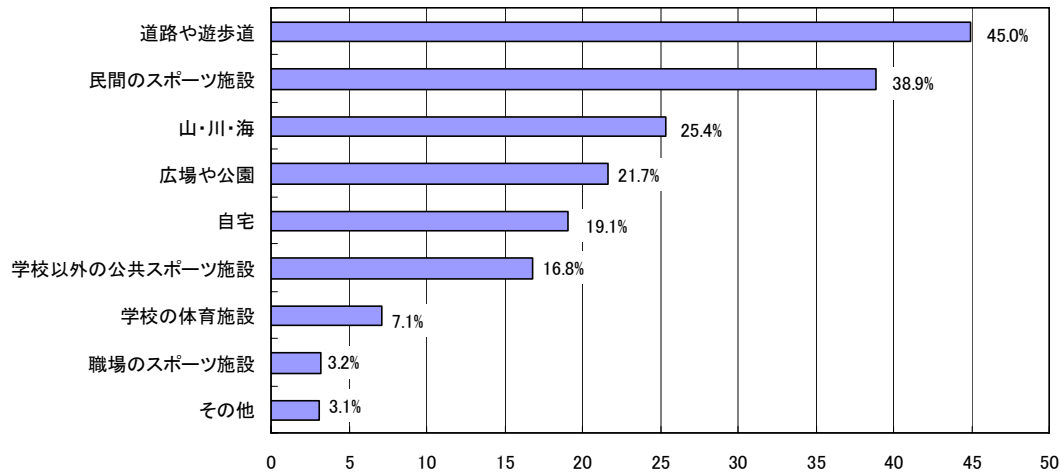
都は、都民のライフスタイルをマーケティング調査により把握し、都立のスポーツ施設運営の改善につなげていく仕組みづくりに取り組みます。具体的には、定期的なモニタリングの実施により、プログラムの多様化、施設の利用時間の拡大、スタッフ（インストラクターを含む）サービスの見直しなど、より都民のニーズを反映させたスポーツ施設の運営を推進していきます。

(4) 学校体育施設の開放

公立学校の体育施設は、都民にとって最も身近なスポーツ施設といえます。しかし「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査」によれば、この1年間に運動やスポーツを行った人に対し、行った場所はどこか聞いたところ、道路や遊歩道が45.0%、民間のスポーツ施設が38.9%であったのに対し、学校の体育施設はわずか7.1%にとどまっており、地域の貴重なスポーツ資源として有効に活用していくことが課題となっています[図9]。

都では、地域・社会に開かれた学校づくりを推進し、都民のスポーツ活動等の振興とコミュニティ形成に役立つよう、都立学校の体育施設の利用に際して、一層の利便性の向上に努めていきます。また、小・中学校の開放に当たっては、学校や区市町村教育委員会と連携し、地域住民のスポーツニーズに応えていきます。

[図9] <運動・スポーツを行った場所>



(出典)「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査」
(平成19年12月、東京都生活文化スポーツ局)

[図10-1]

<都立学校の施設開放状況>

区分	学校数	開放校	
		校数	開放率
高校等	204	193	94.6%
盲・ろう・養護学校	57	46	80.7%
計	261	239	91.6%

(資料) 東京都教育庁、平成18年度

[図10-2]

<区市町村立小・中学校の施設開放状況>

区分	学校数	開放校	
		校数	開放率
小学校	1,328	1,322	99.5%
中学校	637	589	92.5%
計	1,965	1,911	97.3%

(資料) 東京都教育庁、平成18年度

(5) 地域利用を考慮した体育施設等の改修

少子高齢化が進む中、引き続き公立小中学校の統廃合が見込まれており、使われなくなった校舎の利活用のあり方を検討することが求められています。また多くの公共スポーツ施設や学校体育施設は、建築されてから年数が経過し、老朽化や耐震性などの問題から、今後改築・改修の必要性に迫られることも予想されます。

長年にわたり学校体育施設等として利用されてきたこれらの施設は、地域住民の認知度も高く、新たな地域社会再生の場として大きな可能性があると考えられます。そこで都では、これら学校体育施設等を地域スポーツクラブの拠点や、地域住民の交流の場とすることを推進するため、モデル事例をホームページで情報提供するなどの支援を行い、地域共同利用型を視野に入れた施設の改修に向けて、区市町村へ働きかけていきます。

【事例紹介】

北園クラブ（東京都北区）

北園クラブは「地域が創る豊かなスポーツライフビジョン（北区生涯スポーツ振興計画）」に基づき、「スポーツファミリー構想」のモデル事業として平成17（2005）年12月に設立されたクラブです。平成14（2002）年に閉校になった旧北園小学校の校舎や体育館を活動拠点としています。職員室をスタジオに、校長室を事務所兼受付にするなど元の学校施設を生かした造りになっており、大人の利用者には懐かしさを覚えるクラブハウスです。1～3歳児の子どもを持つ親子向けのプログラムからヨガ、太極拳、ダンスなどの幅広いプログラムが設置されています。また「地域イベント」と称し地域住民へ向け無料でスポーツイベントを実施しており、地域住民の憩いの場としての機能も果たしています。

（6）身体を動かしたくなる都市環境の整備

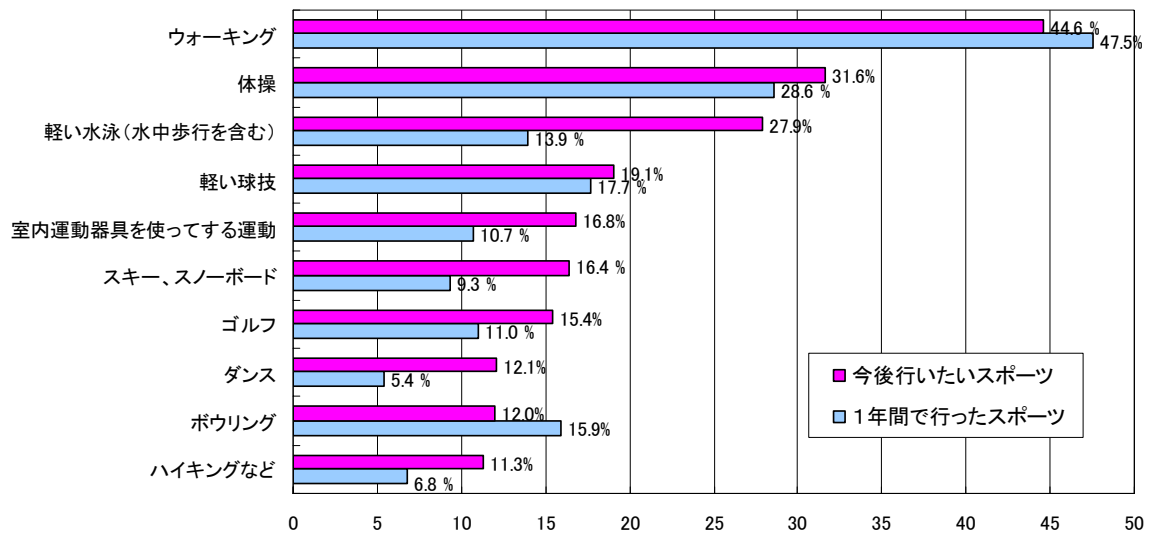
ア 歩道の整備とグリーンロードネットワークの形成

「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査」によれば、「この1年間で運動・スポーツを行った場所」として「道路や遊歩道」が45.0%と最も高い割合を占めています（P.45、[図9]）。また、「今後行ってみたい運動・スポーツ」「この1年間で行った運動・スポーツ」ともに、ウォーキングが1番多くなっています[図11]。このように歩道は、多数の都民からスポーツを行う場としても認識されており、歩道の整備を行う際は、散歩やウォーキング、ランニングなどを気軽に行えるという観点からも配慮が必要です。

都は、緑の拠点をつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成を目指し、平成22（2010）年度末までに街路樹を70万本に増やします。新設道路に加え、東京マラソンのコース沿道を集中的に整備していきます。また、区市町村の街路樹整備についても、緑化技術や苗木の確保などの支援をしていきます。

さらには、街路樹の充実に合わせて、無電柱化も実施し、安全で快適な歩行空間を形成します。

【図 1 1】 <今後行ってみたい運動・スポーツ（上位 10 種目）と 1 年間の実施状況>



(出典)「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査」
(平成 19 年 12 月、東京都生活文化スポーツ局)

【事例紹介】道路でのバリアフリー

都では、歩道のバリアフリー化については、福祉のまちづくり条例に基づく施設整備マニュアルに沿って、歩道の勾配や段差の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などに取り組んでいます。

<主要地方道立川青梅線（昭島市）>



歩道の段差を解消し、電柱の移設等を行って、高齢者や障害者にも安全な歩道へと改善。



(出典)「TOKYO WAY」(平成 20 年 3 月、東京都建設局)

イ 自転車走行空間の整備

スポーツ・レクリエーションの場の提供や、都市内交通手段として自転車の利用促進を図るため、自転車道の整備を進めます。

具体的には、隅田川周辺の観光スポットを結ぶ浅草通りや国際通り等の自転車道を整備し、また多摩地域においては、調布保谷線における自転車道整備により、既存の自転車道を連結し、多摩川や多摩湖を結ぶ広域的な自転車道ネットワークを整備します。

ウ 公園の整備

国営公園との一体的整備や、河川・道路事業と連携した整備、借地制度を活用した丘陵地の整備を推進し、平成22（2010）年度末までに新たに70ha以上の都立公園開園を目指します。また、区市町村が整備する都市公園についても、平成22（2010）年度末までに新たに55ha以上開園するよう支援していきます。

エ 水辺空間の整備

都内の運河や河川において、水辺と調和した魅力ある都市空間の創出を進めていきます。また、都市開発諸制度等による建物誘導と水辺空間の整備の連携により、景観形成と水上スポーツの振興を図ります。

(7) 企業スポーツ資源の活用

都内には、国内トップリーグに参加している企業チームが多数存在しています。都民が、いつでも、どこでも、スポーツ活動が実施できるよう、公共スポーツ施設の有効利用のほかに、企業に対し施設開放への理解と協力を求めます。また、企業スポーツにおける優れた指導者によるスポーツ教室や指導者講習会などを実施できるよう働きかけます。

【事例紹介】

都内企業では、自治体の呼びかけに応じ、企業が所有するグラウンド等のスポーツ施設を、地域住民に開放している事例があります。

また、府中市では年に一度、企業チームの協力により「ボールふれあいフェスタ」が開催されています。市内を拠点として活動している東芝ブレイブルーパス（ラグビー）、サントリーサンゴリアス（ラグビー）、トヨタ自動車アルバルク（バスケットボール）、NECブルーロケッツ（バレーボール）に加え、FC東京のサッカー及びバレーボールチームが参加しています。ボールなどを使って選手と触れ合いながら楽しむイベントが催され、企業スポーツ選手と、市民の交流の場となっています。

(8) 未利用所有地の区市町村への貸付

当計画に則した区市町村による地域スポーツ振興への取組を支援するため、スポーツ振興基本計画等の策定により、スポーツ振興に取り組む方針を明示した区市町村に対して、当面利活用計画がない所有地を運動場等として暫定的に貸し付けることを検討します。

始めたくなるきっかけづくり

(1) 観戦スポーツの振興

多様なスポーツに対応できる都内の施設では、国内トップリーグのみならず、地域のスポーツ大会・運動会など、年間を通して、様々なスポーツイベントが開催されています。国際大会についても、積極的に誘致を図っていく中で、これらのイベントを家族や友人などと一緒に楽しく観戦できるよう、大会主催者等に親子ペアシートや親子割引制度等の設定を働きかける「親子ふれあいスポーツ観戦事業」を推進します。

(2) 参加型スポーツイベントの企画とスポーツムーブメントの醸成

東京マラソン等、参加者と観客が一体となってスポーツの素晴らしさを共有できる大会を引き続き企画するとともに、競技団体等が企画するスポーツ大会の開催にも積極的に協力していきます。

また、ヨーロッパ等で行われている、企業の従業員や市民団体がグループで競い合う数千人規模のスポーツ大会を誘致する等、スポーツ実践層のすそ野の拡大を図ります。

(3) スポーツ情報の提供

ア スポーツ情報提供体制の整備

現在、東京のスポーツに関する情報については、様々な機関が独自の情報により提供をしています。都は、これらの情報を集約し、スポーツ施設、スポーツ活動情報など、東京のスポーツに関する多種多様な情報を発信する場として、観光客の誘致と連携したスポーツ情報拠点の整備を行い、都民をはじめ、スポーツツーリズムで東京を訪れる国内外の人々に提供していきます。

イ スポーツ情報の発信

都民がより一層スポーツに親しめるよう、都は、積極的にスポーツ情報を発信していく必要があります。都が主催・後援するスポーツ大会などのイベントや各地域のスポーツ活動の紹介、スポーツ団体と選手の情報提供、スポーツボランティア活動の促進などを目的として、これらのスポーツ情報を検索することができるホームページ「スポーツ TOKYO インフォメーションステーション（仮称）」を開設します。

また、スポーツの「する楽しさ」、「見る楽しさ」などを伝えるとともに、スポーツを通じて次代を担う若者たちに夢を与えるため、毎週1回、TV番組を放送していくほか、情報誌の発行などにより、都民がスポーツに関する情報を入手できる環境を整備していきます。

2 世界を目指す東京アスリートの育成

～競技力の向上～

第一線で活躍できる東京アスリートを育成・支援するため、ジュニア選手の一貫指導をはじめ、スポーツ情報・医・科学を取り入れた総合的な競技力向上を推進します。また、障害者アスリートへの支援も行っています。

オリンピックをはじめとする国際的なスポーツ大会、また国体などの全国レベルの大会において、東京都選手が活躍する姿は、都民に大きな夢と感動を与えます。特に子どもたちにとっては、スポーツに対し夢や憧れを抱くとともに、自分でもやってみようと思うきっかけとなります。

世界の各国が国を挙げて競技力の強化に取り組む中、オリンピックで活躍できる東京アスリートを育てるためには、ジュニア選手の発掘から一貫した指導に加え、スポーツ情報・医・科学を取り入れた総合的な支援を推し進める必要があります。

都は、5年後に迫った東京国体に向け、「東京都競技力向上基本方針」（平成20年3月）を策定し、関係団体と連携の上、ジュニア世代の競技力の向上やスポーツ情報・医・科学のサポート体制の充実などを展開することにしました。

また、障害者スポーツに関しても、平成25（2013）年に開催の全国障害者スポーツ大会や、その3年後に開催されるパラリンピックに向けて、選手の育成や体制の強化に取り組んでいくこととしました。

これらの取り組みを持続的・継続的な競技力の向上へとつなげ、世界トップクラスの競技力を実現することを目指していきます。

選手強化体制の整備

(1) ジュニア選手の発掘・育成・強化

東京国体や東京オリンピックで活躍できるアスリートを養成するためには、小・中学生の中から有望な選手候補を計画的に発掘・育成・強化していくことが不可欠になります。

このため、競技団体の取り組み等では捕捉しきれないジュニア選手の才能を発掘し、選手層の拡大を図るため、他県のタレント発掘事業の状況調査や、国立スポーツ科学センター（JISS）*等からの情報収集を行い、都におけるタレント発掘の仕組みを検討していきます。

また、ジュニア選手のモチベーションを向上させるため、競技団体や学校体育連盟等から推薦される将来有望なジュニア選手を「東京都ジュニア強化選手」と

して認定します。認定選手には、競技団体が実施するジュニア強化事業と連携して強化練習や強化合宿等を実施するほか、栄養相談・心理相談等について保護者へのサポートも行っていきます。

*国立スポーツ科学センター（JISS）：平成13（2001）年に開設したスポーツ科学・医学・情報研究の拠点。日本の国際競技力を向上させるため、各分野の専門家により、研究や診療、情報の収集と提供が行われています。

(2) 一貫指導のための競技者育成プログラムの整備

ジュニア期からの一貫した指導理念に基づく競技力向上を図るためには、各競技団体の実情や競技特性に応じた競技者育成プログラムの整備が必要です。このため、競技団体が「一貫指導のための競技者育成プログラム」を策定し普及するための支援を行います。さらに、学校体育連盟との連携で、策定された一貫指導プログラムを運動部活動に普及していきます。

(3) 練習環境の整備

強化事業には練習環境の整備が不可欠ですが、都内に練習場や競技場を確保できなかつたり、強化練習に関して優先的な利用が配慮されていないなど、十分な練習環境が整備されているとは言えない状況にあります。

このため、都立施設・都立学校・遊休施設等の利用可能性を調査し、練習拠点として活用するための検討や、都立施設や区市町村立施設の優先利用等の検討を行います。併せて、民間企業が保有するスポーツ施設の状況を調査し、練習拠点としての利用可能性を検討します。

(4) ナショナルトレーニングセンター及びJISSとの連携

平成20（2008）年1月に北区西が丘に開設されたナショナルトレーニングセンター（NTC）*は、日本初のトップレベル競技者専用トレーニング施設です。

都ではNTCと連携し、選手の競技力向上に取り組むとともに、オリンピック招致都市として、JOC（（財）日本オリンピック委員会）が実施する選手強化事業「JOCスポーツアカデミー事業」を支援します。

具体的には、エリートアカデミー生の学校教育について、NTCの近隣の中学校への通学や高等学校においても、合宿形式の選手強化に合わせた学習しやすい教育環境を整えます。

また、スポーツ科学・医学・情報面でトップレベル競技者に対してサポートを展開しているJISS（国立スポーツ科学センター）とも連携し、世界を目指す

東京アスリートの育成に向けて支援体制を充実します。

*ナショナルトレーニングセンター（NTC）：「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の運営により、JOC 及び JOC 加盟競技団体に所属する選手・スタッフが専用で利用することができます。NTCとJISSは隣接しているため、スポーツ情報・医・科学との連携を図ることができるほか、複数競技のトレーニング場を一か所に集約することで競技団体間の連携を積極的に推進することができます。

【事例紹介】JOCスポーツアカデミー事業

- ①JOCナショナルコーチアカデミー(国際水準の競技指導者養成)
- ②JOCエリートアカデミー(国際大会で活躍できるトップアスリートの養成)
- ③JOCキャリアアカデミー(トップアスリート等のキャリアトランジションサポート)

JOC、(財)日本体育協会、競技団体等がトップレベル競技者やジュニア競技者に対して行うトレーニング方法、傷害予防、アンチ・ドーピング等に関する研修や、指導者に対する資質向上のための研修に際し、国立スポーツ科学センター（JISS）の有するスポーツ科学、医学、情報に関する施設・設備の貸与、研究員の派遣、資料・情報の提供を行い、指導現場と研究体制が一体となった研修事業の開催を支援しています。また、競技力向上に関する学会、研究会の共催等の支援を行っています。

指導者の確保・育成

(1) 指導力を有する人材の確保

選手の強化には、熱心で優秀な指導者が不可欠であり、そのためには人材の確保が必要となります。

このため、指導力を有する教員や外部指導者の人材データを集積し、国体のための強化練習に派遣する等、指導体制を強化していきます。また、指導能力を有する教員については、このデータを異動に反映させる仕組みを検討していきます。

(2) 指導環境の整備

指導者の多くは、仕事や職務をこなしながら、選手の指導にあたっています。

このため、国体候補選手強化に係わる教員や民間企業の指導者等が活動しやすくなるよう、東京都強化指導員として認定します。公立学校教員等については服

務の取扱いの検討や、私立学校や民間企業に対しては理解と協力を求めていくなどし、指導環境の整備を図っていきます。

(3) 指導者の資質向上・ジュニア指導者の育成

効果的な選手指導のためには、最新の指導理論や、スポーツ医・科学に基づく知識の習得と実践が不可欠です。また、ジュニア選手の育成・強化のためには、ジュニアの成長に合わせた指導のための知識の習得が重要になります。

このため、運動生理学やスポーツ心理学等に基づく科学的トレーニング方法、スポーツ傷害の予防、疲労回復のための休養や栄養摂取、ジュニアの成長段階に応じた適切なトレーニング手法等について研修会を充実し、指導者の指導能力の向上や指導者の育成を図っていきます。

情報・医・科学サポートによる支援

(1) 国体候補選手の健康管理

毎年の国体では、選手の健康管理を適切に行い、事故の未然予防と選手の安全確保が必要です。

このため、メディカルチェックの対象を国体出場選手だけでなく、(財)東京都体育協会が指定する国体候補選手にまで拡大するとともに、チェック内容を充実し、スポーツドクター等の助言が受けられる機会を拡充していきます。

(2) スポーツドクター・管理栄養士・トレーナー等による支援

選手の競技力や指導者の指導能力を向上させるには、スポーツ医・科学のスタッフから、専門知識に基づいた助言を受けられる体制が必要です。

このため、スポーツドクター・管理栄養士・トレーナー等の人材データを集積し、強化練習等に派遣して相談を受けられる機会を提供します。

また、大学等と連携して、医・科学的データ測定とフィードバック、助言を行うなど、選手のパフォーマンスを向上させます。

(3) ドーピング防止教育・啓発事業

ドーピングを取り巻く状況の変化に適切に対応していくためには、ジュニア期からの教育や保護者の啓発が必要です。

このため、競技団体による強化練習や、学校教育など、様々な機会を活用したドーピング防止教育・啓発に取り組んでいきます。

(4) 情報収集・分析機能の強化

競技力向上を情報面から支えるため、区市町村や競技団体単独では限界があった、競技情報の収集と分析業務に一元的に取り組む体制を作ります。

具体的には、(財)東京都体育協会において各競技団体の実績や成果、他県の取組状況等に関する情報の収集・分析を行い、競技団体等に提供することによって、選手強化戦略の策定を支援します。

障害者アスリートの競技力向上

(1) 競技力向上に向けた検討

平成25(2013)年に東京で開催される全国障害者スポーツ大会や、その3年後に開催されるパラリンピックにおいて、障害者の東京アスリートが活躍する姿は、都における障害者スポーツの振興及び発展に大きく寄与するものと考えられます。

都では、障害者アスリートの育成を支援するために、(社)東京都障害者スポーツ協会等との連携により、競技力強化の講習会を開催することや、アスリートが筋力強化の練習を行えるよう、東京都障害者スポーツセンターにおける機器類の活用など、競技力向上策について検討します。また、障害者アスリートの練習場所を確保するため、都立の体育施設においても優先的に利用ができる施設や時間帯の検討を行います。

<東京都のオリンピック教育

～オリンピズムとオリンピック・ムーブメント～>

オリンピズムとは、スポーツを通して肉体、意志、知性の調和のとれた人間を育成し、国や地域、文化の違いを超えてお互いを理解し、世界平和に貢献していくことを目標とした理念です。

国際オリンピック委員会(IOC)では、オリンピズムを実現するための様々な活動をオリンピック・ムーブメントと呼び、スポーツ・文化・環境の三つを柱として位置づけています。そして、その普遍的な活動の頂点に立つのが、スポーツの祭典オリンピック競技大会です。

東京都では、オリンピック競技大会の招致を機に、次代を担う子どもたちにオリンピックへの理解を広げ、オリンピック・ムーブメントを推進するために、オリンピック学習読本を作成・配布し、オリンピック教育を実施していきます。

また、オリンピックを体験的に理解できるよう、オリンピックの学校派遣や、アスリートによる部活動の指導などを行っていきます。

3 スポーツ都市東京の実現に向けた、仕組みづくりと環境整備

～スポーツ環境の整備～

都市づくりとスポーツという視点から、民間活力を活かした新たな担い手として、「東京版スポーツコミッション（仮称）」の設立を検討します。このほか、都立大規模体育施設の計画的な整備など、スポーツ環境の整備に取り組みます。

スポーツを支える組織の充実

(1) 時代の変化に対応した新たなスポーツ振興の担い手づくり

これまで日本では、スポーツイベントの招致や大会の企画・運営といったスポーツコミッション業務は、行政がその中心を担ってきました。

時代と共に行政に期待される役割が変化する一方で、スポーツを活用した地域の活性化や産業振興など、都市戦略におけるスポーツの重要性は増大し、求められる専門性も高度化しています。

そこで、スポーツに特化して都市のマーケティングを行う専門機関として、民間活力を活かした、公益追求型の「東京版スポーツコミッション(仮称)」を設立することを検討します。

<海外のスポーツコミッション>

スポーツコミッションは、主にアメリカやヨーロッパで設立され広くスポーツの振興に取り組んでいる組織です。

現在、諸外国で活動しているスポーツコミッションは、業務内容により以下に大別することができます。(分類は便宜的なもので各団体の役割・属性等を厳密に表すものではありません)

- ①産業振興型：事業収入や寄付金を原資に国際的スポーツ大会の招致やスポーツイベントの企画・運営を通じて地域振興に貢献する団体で、都市単位での設立事例が中心。

【代表例】◇インディアナ・スポーツ・コーポレーション(アメリカ)
◇カンサス・シティ・スポーツ・コミッション(アメリカ)
◇ロサンゼルス・スポーツ・カウンスル(アメリカ)

②行政補完型：公的補助金や宝くじ収入を原資としてオリンピックでの活躍を目指した選手の強化や競技団体への補助金の配分、アンチドーピング活動などを行う団体で、国家としてのスポーツ戦略を担う事例が多い。

【代表例】◇UK スポーツ(イギリス)
◇オーストラリアスポーツコミッション

③中間型：上記①②の性格をあわせ持つ団体。

【代表例】◇ロッテルダム・トップスポーツ(オランダ)

これらの団体は、設立の目的によって政府機関や NPO 法人、株式会社など様々な組織形態をとっていますが、スポーツの振興を通じた地域の活性化や国際競技力の向上などに貢献しています。

(2) スポーツ関係団体の組織力強化

都は、スポーツ振興に必要な事業について、各スポーツ関係団体と連携して行っています。今後、研修会の開催を通じた各団体間のネットワーク化促進などにより、各団体の組織力強化をより一層支援します。

人材の有効活用

(1) リーダーバンクの機能向上

ライフスタイルに合わせたスポーツ環境の実現には、それぞれのレベルに応じた指導者の確保は欠かせない課題です。地域におけるスポーツ指導者の確保としては、一定の要件を満たし資格を付与されたスポーツリーダーを、スポーツグループ等に紹介する仕組みの「リーダーバンク」制度がありますが、現行のリーダーバンクは、各区市町村での登録制となっており、情報開示、紹介方法なども区市町村によって異なるのが実状です。スポーツを実施する人々のニーズにこたえていくためには、その機能を、より一層向上させることが必要です。

そこで都は、区市町村と協力し、リーダーバンクの情報をPRするなど、リーダーバンクの普及に努めていきます。また、登録者を対象とした講習会の開催や登録者同士が交流できるような機会を提供し、これまでの「バンク」という概念から「フォーラム」というより広がりのある展開を目指します。さらには、指導機会の創出として、都民へのスポーツ体験イベント等も積極的に企画していきます。

(2) スポーツ指導者・トレーナーへの学生登用

都内には、スポーツを学べる大学や専門学校が数多く設置されています。

都では、その人的資源に着目し、学生の社会貢献の機会を創出するため、そこで学ぶ学生などを中心に、指導者やトレーナーとしての登用を目指します。

登用に際しては、競技力人口の少ないスポーツを専攻する学生を、指導者として活用することで、特に幼少期の子どもが、様々なスポーツを経験し得意なスポーツを見つけることにつながると期待されます。

具体的には都は、教育機関と連携をとり、学生の「単位認定制度」などを検討します。

(3) スポーツボランティアの活動促進

東京マラソン 2008 では、1万2千人のボランティアが大会の準備・運営にあたりました。大規模なスポーツイベントの開催に当たっては、いまやボランティアの存在は不可欠であり、スポーツを支える人材として更なる活躍が期待されています。

都では、ボランティアやボランティアリーダー養成のノウハウを有し、スポーツボランティアの人材情報を持つ民間団体等と連携して、一人でも多くの方に継続してスポーツボランティアとして活動してもらえる仕組みをつくり、都民全体でスポーツを盛り上げる機運を醸成していきます。

国際都市東京のプレゼンスの確立

(1) 国際都市にふさわしいスポーツ環境の整備

国際都市として、多くの外国人が生活している現状を踏まえ、外国人が使いやすいスポーツ環境をつくれます。

現在、公共スポーツ施設等においては、外国人が容易に観戦したり、利用したりするには施設内表示や仕組みが十分でないものも見られ、その改善は早急に取り組むべき課題といえます。具体的には、公共スポーツ施設などにおいて、英語など複数言語での対応が可能なスタッフの配置、案内板や掲示板などの設置を推進します。

(2) スポーツを通じた国際交流

都が、スポーツを通じた国際交流の機会を創出することは、世界の競技力向上や次世代育成へ貢献するばかりでなく、その姿を、世界にアピールすることにも

つながります。都では、東京国際ユースサッカー大会を開催するなどし、スポーツを通じた国際交流をさらに深めていきます。

また、アジア経済圏の台頭に伴い、アジア各都市との連携や交流が日本の首都東京に求められてきていることを踏まえ、都は、アジア各都市との関係強化にも取り組みます。具体的には、各競技団体と連携を図り、東京のスポーツ施設を活用することで、ジュニアスポーツアジア交流大会を開催し、東京とアジア各都市のジュニア選手のスポーツによる国際交流を推進していきます。さらに、来日したジュニア選手や指導者の研修会開催や指導者同士の情報交換の場を提供し、東京とアジア各都市の競技力向上に貢献していきます。

(3) 国際的スポーツ大会等の積極的誘致

充実したスポーツ施設や人的資源の集積を活かし、東京はこれまで数多くの国際的スポーツ大会の舞台となり、成功を収めてきました。

さらに平成20（2008）年にシニア女子レスリング世界選手権、平成21（2009）年に東京2009アジアユースパラゲームズ、平成23（2011）年には、世界体操競技選手権大会が東京で開催されることが決定しています。東京がもつスポーツイベントの運営能力を世界に示すため、これからも大規模な国際スポーツ大会、スポーツイベント、コンベンション等を積極的に誘致していきます。

新たな顕彰制度

(1) 東京アスリートを称える顕彰制度の充実

世界の頂点を目指すトップアスリートの努力は、記録の更新やライバルへの勝利という形となって彼らを称えます。アスリートにとってこれに勝る勲章はありませんが、その社会的価値を評価し、都民に分かりやすい形で示すことがスポーツムーブメントの醸成を図る上で重要です。

国際大会等で顕著な成績を収めた東京アスリートの栄誉を称え、感動を都民全体で共有するため、新たに「都民スポーツ大賞（仮称）」を創設します。また、その功績を永く都民の記憶に残るものとするため、ホームページ上に「東京スポーツ殿堂*」を開設し、国内外に発信していきます。

*東京スポーツ殿堂（Sports hall of fame）：スポーツ分野において顕著な業績を残した東京アスリートの栄誉を称える目的で、Web上で設立するスポーツ博物館です。顕彰事業を行うのみならず、広く東京都のスポーツにかかわる歴史的な事物を展示します。

施設整備

(1) 都立大規模施設の計画的な改築・改修

スポーツ施設は、「身近な施設*¹」と「全都・広域施設*²」の2つに分けることができます。スポーツ施設を効果的・効率的に運営していくためには、各施設の役割を明確にし、相互の連携を緊密にすることにより、全施設を有機的・一体的に運営することが重要です。そこで、都立体育施設については、区市町村を越えるスポーツ大会や交流の場として、また、国際大会も開催できる広域的施設としての機能を重視していきます。

施設の整備についても、こうした視点に立ち、今後、大規模大会開催のための施設需要や都民のスポーツニーズ、財政状況等を踏まえ、総合的に整備していきます。

具体的には、東京体育館に引き続き、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京辰巳国際水泳場について、施設の現況を把握するための劣化度調査を行い、長期的な保全計画を策定し、計画に基づき老朽化した設備の更新、外壁や屋根の補修等を実施します。併せて、バリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの導入、施設の耐震化等を行うと共に、利用者の利便性の向上、トップレベルの競技や試合の観戦が楽しめる場としての整備を進めることにより、東京国体や国際スポーツ大会の開催にふさわしい施設へと再生するための改修を、計画的、総合的に実施していきます。

また、特に老朽化が著しい施設については、改築も視野に入れ、施設全体のあり方も含めて施設整備の方針を検討していきます。

- * 1 身近な施設：地域の身近な生活圏において整備する施設であり、地域住民の日常的なスポーツ活動や地域の競技大会の場となります。
- * 2 全都・広域施設：地域や区市町村の行政区域を越えた広域的な生活圏域を対象とするスポーツ施設です。

(2) 区市町村の競技施設整備への補助

平成25（2013）年の東京国体開催に向け、競技施設の整備を行う会場地区市町村の財政負担を軽減し、競技施設の整備促進を図るため、区市町村による競技施設整備への補助を実施します。

（制度概要）

- ・ 補助事業年度 平成20年度から25年度
- ・ 補助率 2分の1

- ・補助金限度額 1億円（特例3億円）

(3) 武蔵野の森総合スポーツ施設構想の再検討

東京国体の開催や、東京オリンピックの招致を見据えた、都のスポーツ振興の観点から、必要な施設について総合的に再検討し、改めて整備構想を策定します。

計画の実現に向けて

◆推進体制

- ・本計画に掲げる取組は、都がけん引役となり区市町村、関係団体、民間企業、都民の皆様等様々な主体との連携・協働によって推進するものです。
- ・都は、本計画の取組みを着実に実施するため、全庁を挙げて取り組みます。
- ・施策の具体化に当たっては、必要に応じてスポーツ振興審議会に分科会等の専門組織を設置し検討を行います。
- ・本計画に掲げる施策の検討・実施状況については、スポーツ振興審議会に報告し適切な進行管理を図ります。

◆計画の評価及び見直し

- ・数値目標として掲げた都民の世代別スポーツ実施率のほか、スポーツ活動に関する満足度等の意識・実態について、一定期間経過後に調査の上、評価を行い、施策見直し等の検討材料とします。
- ・国内外の社会経済状況等の変化に柔軟かつ適切に対応していくため、必要に応じて本計画の見直しを行います。